

C 2
5
0135

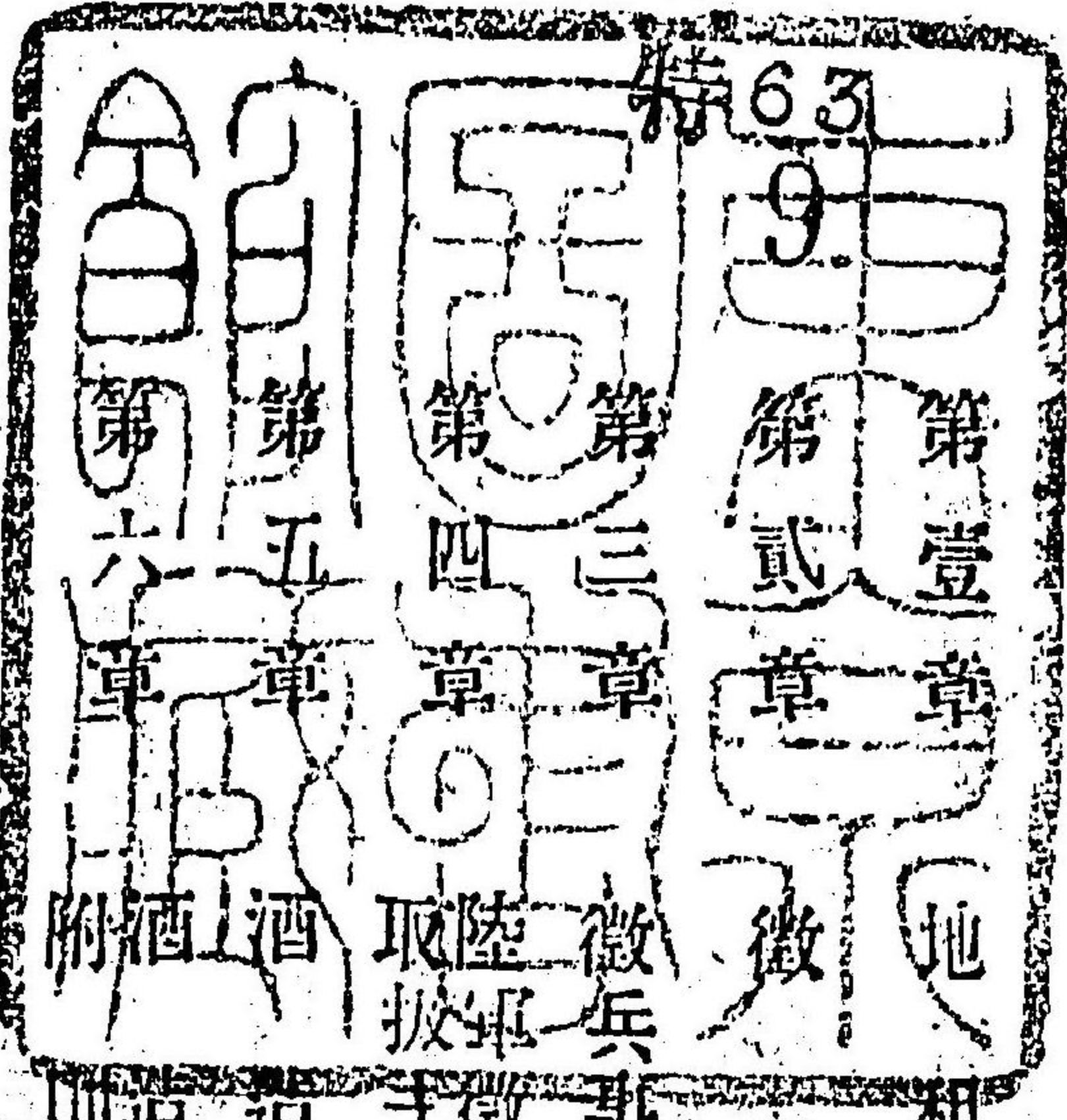
現 行
規 則 要 書

區町村會規則	代 人 規 則	煙 草 稅 則	酒 造 稅 則	徵 兵 事 務 條 例 抄	徵 兵 令	地 租 條 例
證券印稅規則	民 事 訴 訟 用 印 紙 規 則	建 物 入 質 入 書 入 質 規 則	地 所 入 質 入 書 入 質 規 則	郵 便 用 條 例 抄	為 替 手 形 約 束 手 形 條 例	墓 地 及 取 締 規 則





目錄



CZ
5
0135

第拾章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章
區町村會法	代人規則	煙草稅則	醬麴條例	酒造稅則	酒造稅則	陸軍徵兵事務	陸軍徵兵事務	徵兵令	地租條例
百三十二丁	百二十八丁	百二丁	九十八丁	九十五丁	八十二丁	七十八丁	三十七丁	十一丁	一丁

第拾壹章	地方稅規則	百三十七丁
第拾貳章	區町村會	百三十九丁
第拾第三章	墓地埋葬規則	百四十一丁
第拾四章	爲替手形約束 手形條例	百四十三丁
第拾五章	郵便條例	百七十三丁
第拾六章	地所質入書入規則	二百九丁
第拾七章	建物質入書入規則	二百二十一丁
第拾八章	建物賣買讓渡規則	二百三十丁
第拾九章	民事訴訟用印紙規則	二百三十七丁
第貳拾章	證券印稅規則	二百四十五丁

現行 條例規則要書

○地租條例

太政官布告第七號

地租條例別冊の通制定し明治六年(七月)第貳百七十號
 告地租改正條例及地租改正に關する條規其他本條例に抵觸
 する者と廢止と

但東京府 皇 縣 伊豆七島小笠原島 函館縣 沖繩縣 札幌縣 根室

縣の當分後前の通たるべし
 右奉 勅旨 一布告候事

明治十七年三月十五日

太政大臣 三條實美
 大藏 卿 松方正義

○地租條例

（地租條例）

貳

地租條例

第一條 地租と地價百分の二箇半を以て一年の定率とす

但し本條例に地價と稱するは地券に掲たる價額を謂ふ

第二條 地租は年の豊凶に由りて増減せず

第三條 有租地を區別して二類と爲す（第一類） 田、畑、郡

村宅地、市街宅地、墾田鑛泉地（第二類） 池沼、山林、原

野、雜種地、第一類中又は第二類中の各地々目變換する

者を地目變換と謂ふ第二類地に勞費を加へ第一類地と爲

しものを開墾と謂ふ第一類地又は第二類地の山崩、川欠、

押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等の如き天災に罹り地形

を變じたるものを荒地と謂ふ

第四條 公立學校地、鄉村社地、墳墓地、用惡水路、溜池、堤

塘、井、溝及び公衆の用に供する道路は地租を免す

第五條 土地の丈量は曲尺を用ひ六尺を間と爲し方一間を

以て歩と爲し三十歩を畝と爲し十畝を段と爲し十段を町

と爲す但市街宅地の方一間を以て坪と爲し十分一を合と

爲し合の十分一を勺と爲す

第六條 開墾、墾下年期、明荒地免租年期、明にて地價を定むる

ときは又ハ地目變換するときは地盤を丈量す

第七條 地價は地目變換又ハ開墾、非ざれば修正せしむ

○地租條例

三

○地租條例

四

第八條 一般に地價の改正を要するときは前以て其旨を布告すべし

第九條 地價は其他の品位等級を詮定し其所得を審査し尙ほ其土地の情況に應じ之を定む

第十條 地目を變換するときは之を地方廳に届出べし地價は其他の現況に依り之を修正す

第十一條 免租地と有租地と爲さんとするときは地方廳の許可を受くべし地價は其地の現況に依り之を定む

第十二條 地租と地券記名者より徵收す
但買入の土地は其質取主に於て之を納むべし

第十三條 有租地を公立學校地、鄉村社地、墳墓地とある時其地租は許可を得し月分より月割を以て之を免じ用惡水路、溜池、堤塘、井溝、公衆の用に供する道路とあるとき其地租は其地工事着手の月分より月割を以て之を免じ免租地を有租地とあるとき其地租は許可を得し翌月分より月割を以て徵收す

第十四條 地目變換は其地價修正の年より修正地價に依て地租を徵收す

第十五條 開墾地と畝下年期明荒地と免租年期明の翌年分より更正地價に依り地租を徵收す

○地租條例

五

○地租條例

第十六條 開墾をなさんとするときには地方廳の許可を受くべし開墾地と十五年以内の鐵下年期を許可す

但年期中と原地價に依り地租を徴收す

第十七條 鐵下年期中當初の目的を改め他の地目に變する時は之を地方廳に届出べし此場合に於ては直に其地價を定め又は更に鐵下年期を許可する事あるべし

第十八條 鐵下年限明に至り開墾の成功に至らざる者は更に十五年以内鐵下繼年期を許可す

第十九條 鐵下年期明のときは其地價を修正す若し其開墾當初の目的を達せし他の地目と變するものは其他の現況

に依り地價を修正す

第二十條 荒地と其被害の年より十年以内免租年期を定め年期明に至り原地價に復す

第二十一條 免租年期明に至り其地の現況地價に復し難き者は十年以内七割以下の抵價年期を定め年期明に至り原地價に復す

第二十二條 抵價年期明に至り尙ほ原地價に復し難き者及び免租年期明に至り原地目と復せし他の地目に變する者は其地の現況に依り地價を定む

第二十三條 免租年期明に至り尙ほ荒地の形狀を存せざる者は

○地租條例

（地租條例）

更に十年以内免租繼年期を定む其年期明に至り尙ほ原地價に復し難き者と第廿一條第廿二條に依て處分す

第廿四條 川成、海成、湖水成にして免租年期明に至り原形

み復し難き者と更に廿年以内免租繼年期を許可し其年期

明に至り尙ほ原地目に復せど他の地目に變せざる者は川

海湖に歸する者とし其地券を還納せしむ

第廿五條 土地を欺隱し地租を遁脱するものと四圓以上四

十圓以下の罰金に處し現地目に依り地價を定め欺隱年間
の地租を追徴す

但地租改正の初年に溯ることを得ず

第廿六條 第十一條第十六條に違犯する者は三圓以上三十

圓以下の罰金に處す其免租地を有租地と爲し又と墾墾を
爲すことを許可すべき者の現地目により地價を定め其地
租増額を追徴す

但地租改正の初年に溯ることを得ず

第廿七條 第十條第十七條に違犯する者の一圓以上一圓九

十五錢以下の科料に處す

第廿八條 第廿五條以下の所犯借地人小作人の所爲に係り
所有主其情を知らざる時は其借地人小作人を罰し地租
は所有主より追徴す

○地租條例

○地租條例

第廿九條 第廿五條第廿六條第廿七條第廿八條の刑に當る者自首するときは其罰金科料を免す
但し其追徴すべき地租の仍は之を納むべし

地租條例 畢

○徵兵令

第一章 總則

第一條 全國の男子年齢満十七才より満四十才迄の者は總て兵役に服す可ものとす

第二條 兵役は陸軍海軍共に常備兵役後備兵役及び國民兵役とす

第三條 常備兵役之別ちて現役及び豫備役とす其現役は三箇年にして年齢満二十歳に至りたる者之は服し其豫備役は四ヶ年にして現役を終りたる者之は服す

第四條 後備兵役は五箇年にして常備兵役を終りたる者之に服す

○徵兵令

○徴兵令

第五條 國民兵役は年齢満十七歳より満四十歳迄の者にし
て常備兵役及び後備兵役中に在らざる者之に服す

第六條 各兵役の期限已に満ると雖も戦時或は事變に際す
るとき若くは臨時に演習或は觀兵の擧あるとき若くは航
海中或は外國駐劄中は其期を延すことある可し

第七條 重罪の刑に處せられたる者は兵役に服することを
許さず

第二章 服役

第八條 陸軍現役兵は毎年所要の人員に應じ壯丁の身材
能職業に従ひ歩兵騎砲兵工兵輜重兵及び雜卒職工は區別

し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ

海軍現役兵は海軍所要の人員に應じ沿海地方及び島嶼の
人民を調査し海軍に適する職業に従ひ水兵火夫職工等に
區別し抽籤の法に依り當籤の者を以て之に充つ但海軍志
願兵徵募規則に依り就役する者は本令の限に在らす

第九條 陸軍雜卒の現役期限は其職務に因り之を短縮せる
ことある可し但常備兵役の全期は之を減ぜることなし

第十條 年齢二十歳より満たざると雖も満十七歳以上の者は現
役を志願することを得

第十一條 年齢十七歳以上満二十七歳以下にして官立府縣

○徴兵令

○徴兵令

立學校（立學校を除く）、小學校（小學校を除く）、卒業證書を所持し服役中食料被服等の費用を自辨する者は願ふ因り一個年間陸軍現役に服せしむ

其技藝に熟達する者は若干月にして歸休を命ぜらるゝとある可し但常備兵役は全期は之を減することなし

第十二條 現役中殊に技藝に熟したる狀方正ある者及び官立公立學校（小學校を除く）の歩兵操練科卒業證書と所持する者は其期未だ終らざと雖も歸休を命ぜらるゝとある可し

第十三條 豫備兵之單時若くは事變之際之を召集し常備隊を充實し又補充隊に編制す平常に在て之技藝復習の爲

め毎年一度六十日以内之を召集し又兵員實査の爲め毎年一度點呼を爲す但海軍豫備兵は技藝復習の爲め召集することなきし

第十四條 後備兵は戰時若くは事變の際し豫備兵に次て之を召集し常備兵の後援となす平常に在て其技藝復習の爲めに召集し及び兵員實査の爲めに點呼をなすこと豫備兵に同じ

第十五條 國民兵の戰時若くは事變の際し後備兵を召集し仍は兵員を要するときは限り之を召集し隊伍を編制して軍役に充つ

○徴兵令

第三章 免除及び猶豫

第十六條 兵役を免除せらるは癩疾又は小具等にして徴兵検査規則に照し兵役に堪へざる者に限る

第十七條 左に掲ぐる者之徴集と猶豫す但其補充員不足するとき又ハ戰時若くは事變に際し兵員を要するときは之を徴集す

第一項 兄弟同時ニ徴集に應ずる者の内一人及び現役兵の兄或ハ弟一人

第二項 現役中死没又ハ公務のため負傷し若くハ疾病に罹り免役したる者の兄或ハ弟一人

第三項 戸主年齢満六十歳以上の者の嗣子或ハ承祖の孫

第四項 戸主癩疾又は小具等にして一家の生計を営むと能はざる者の嗣子或ハ承祖の孫

第五項 戸主

第十八條 左に掲ぐる者は其事故に存する間徴集を猶豫す

第一項 教正の職に在る者

第二項 官立府縣立學校(小學校を除く)の卒業證書を所持する者にして官立公立學校教員たる者

第三項 官立大學校及び之に準ずる官立學校本科生徒

第四項 陸海軍生徒海軍工夫

○徴兵令

第五項 身幹未だ定尺に満たざる者

第六項 疾病中或は病後の故を以て未だ勞役に堪ざる者

第七項 學術修業のため外國に寄留する者

第八項 禁錮以上に該る可き刑事被告人となり裁判未決

の者

第九項 公權停止中の者

第十九條 官立府縣立學校(小學校を除く)に於て修業一個年以上の課程を卒りたる生徒は六個年以内徴集を猶豫す

第二十條 左に掲ぐる者は豫備兵に在ると後備兵に在るとを問ふに復習訓練のため召集することなし但戰時若くは

事變に際しては太政官の決裁を経て召集する可し

第一項 官吏(判任以上)及び戸長

第二項 教導職(試補を除く)

第三項 官立公立學校教員

第四項 府縣會議員

第五項 官立府縣立醫學校の本業證書を所持して醫術開業の者

第二十一條 官省院廳府縣に於て餘人を以て代ふ可らざる技術の職を奉ぜる者と太政官の決裁に依り徴集を猶豫することある可し

○徴兵令

○徴兵令

第二十二條 左に掲ぐる者は第十七條に照して徴集と猶豫するの限に在らざ

第一項 附籍戸主及び籍戸主は嗣子或は承祖の孫

第二項 癡疾又は不具等にして一家の生計を営むおと能はざるよ非を或て重罪に刑を處せらるるに非を以て嗣子承祖の孫若くは相續人を罷更に定めたる嗣子承祖の孫

第三項 年齢六十歳未満の戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を営むこと能はざるに非を或て重罪の刑に處せられたるに非を以て戸主を罷り年齢六十歳以上の者

にして其跡を繼ぎたる戸主の嗣子或は承祖の孫

第四項 分家を又て絶家若しくは廢家を再興したる戸主及び戸主の嗣子或は承祖の孫

第五項 嗣子承祖の孫失踪して五個年を経ざる者の跡を定めたる嗣子承祖の孫

第六項 第二項第三項第四項に當る嗣子或は承祖の孫として戸主癡疾又は不具等にして一家の生計を営むおと能はざるよ非を或て重罪の刑に處せられたるに非を以て戸主を罷り其跡を繼ぎたる戸主

第七項 年齢六十歳未満の者癡疾又は不具等にして一家

○徴兵令

の生計を営むこと能はざるは非らば或は重罪の刑に處せられたるに非ざして戸主を罷め其跡を繼ぎたる戸主

第八項 嗣子承祖の孫又は相續人癡疾又は不具等にして一家の生計を営むこと能はざるに非ざ或は重罪の刑に

處せられたるに非ざして戸主の死亡跡若くは戸主を罷めたる跡を繼がば他の者にして其跡を繼ぎたる戸主

第九項 戸主失踪して五個年を経ざる者の跡を繼ぎたる

戸主

第二十三條 第十八條 第一項第二項第三項第四項（陸海

軍生徒を除く）第十九條第二十一條に當る者と雖も第三

十五條又示したる徴兵各自届出期限即ち九月十六日以後に係る者の徴集を猶豫するの限に在り

第四章 徴兵區及び抽籤

第二十四條 徴兵區は軍管師管及び府縣の區域に従ふ其軍管に従ふものを軍管徴兵區とすし師管に従ふものを府縣徴

兵區とすし府縣に従ふものは府縣徴兵區とす但府縣の管地兩師管に分屬するものは師管毎に一區を設く

軍管及び師管の徴兵區域は別表に掲ぐ

第二十五條 各師管に屬する歩兵は其師管徴兵區限り其他の諸兵は其軍管徴兵區限り之を徴集す但現役徵員及び

○徴兵令

其補充員不足とすると、歩兵は他の師団、其他の諸兵は他の軍管徴兵區より之を補充す

海軍及び近衛の諸兵は各師管徴兵區に配當して全國より之を徵集す

第二十六條 抽籤は各府縣徴兵區限り之を行ふものとす

第二十七條 籤は一郡區毎に籤丁の人数を以て一名乃至三名の總代人を出して之を抽かしむ

第二十八條 抽籤の法は籤丁の數に應じ籤札に兵種番號を記し籤箱に納れ籤簿掛の面前に置き籤丁名簿の順序に従ひ其氏名を呼び總代人に之を抽かしめ籤簿掛は抽籤の正

否を監査抽き擧ぐる所の番號を高聲に呼ばしめ其籤札を受取り籤簿に氏名番號を記し籤札を總代人に交付す

第二十九條 籤は其番號現役徴員の數に滿る迄を以て現役籤とし其餘を以て補充籤とす

第五章 補充員及び豫備徴員

第三十條 補充員の補充籤を抽きたる者を以て一個年間之を充つ其期限内現役兵欠員とるとき又は戰時若くは變事に際し兵員を要するときは其番號の順序に従ひ之を徵集す

補充員の數は概ね現役徴員五分の二より少からざるものとす

○徴兵令

第三十一條 補充員にして其期限内徴集の命なき者及び第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程を卒りたる者と年齢満二十七歳迄之を第一豫備徴員とす

第三十二條 第十七條に當る者にして其年徴集の命なき者第十八條第二十一條に當る者にして七個年間其事故の存する者及び第一豫備徴員を終りたる者年齢満二十二歳迄は之を第二豫備徴員とす但第十七條に當る者第二豫備徴員となりたる後六個年間に該條に掲ぐる資格を失ひたるときは現役に徴集す

第三十三條 豫備徴員は戰時若くは軍變に際し兵員を要するときは之を徴集す但第二豫備兵員を徴集するは後備兵と召集するときは限る

第六章 雜則

第三十四條 毎年一月より十二月迄に年齢満十七歳となる者と其年の九月一日より同月十五日迄に戸主本人戸主なきば自身以下戸主とあるより本人の氏名族籍住所誕生の年月日及び職業を記載の本籍戸長に届出可し

第三十五條 毎年一月より十二月迄に年齢満二十歳とある者の其年の九月一日より同月十五日迄に書面を以て戸主より本籍の戸長に届出可し若し届出の後翌年四月十日迄

○徴兵令

に異動を生じたるときは其自由を詳記し三日以内に本籍の戸長に届出可し但二十歳未滿にして現に服役する者と届出るに及ばせ

第三十六條 第十七條に當る者其資格を失ひ第十八條第十
九條第二十一條に當る者其事故止み及び第三十二條但書
に當る異動を生じたるときは其事由を詳記し其年の九月
一日より同月十五日迄に戸主より本籍の戸長に届出可し
但九月十六日以後翌年四月十日以前本條に當る者は三日
以内に本籍の戸長に届出可し

第三十七條 他の府縣に寄留する者其地に於て徴集に應ぜ

んと欲するときは其居住する者(戸主)を以て證人とあし
八月十五日迄に戸主より其旨を本管廳に願出可し但三十
五條の届書は寄留地の戸長に差出す可し

第三十八條 現役兵在營在艦中は定額の日給を與へ服食等
を給す

第三十九條 疾病或ハ犯罪等にて期限を際し入營し難き者
は其事由を詳記し其疾病を罹る者の醫師の診斷書を添へ
即日戸長に届出可し其事故止むべき亦同じ

第四十條 第三十九條に掲ぐる者其年九月一日に至るも事
故猶止まざるとき之を翌年勉しの者となし翌年更に檢

○徴兵令

査を遂げ他の徴員が先ち徴集す可し但戰時若くは事變に際し徴員を要するときは翌年徴集の期を待たず徴集す

第四十一條 兵役を免れんがため身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡若くは潜匿したる者又は正當の故なく検査所に參會せざり又は第三十五條第三十六條の届出を怠りたる者と抽籤の法を用ひし直に現役に徴集し又は翌年検査を遂げ第四十條に掲ぐる者も先ち抽籤の法を用ひず徴集す

第四十二條 常備現役年期の計算の總て其入營年の四月三十日(第四十一條に掲ぐる者は入營の當日)より起算し豫

備役及び後備役年期の計算は其定例編入す可き年の四月二十日より起算す但禁錮の刑に處せられ又之監視に付せられ又は逃亡したる者其刑期中の日數及び逃亡中の日數と服役年期に算入せず

第四十三條 第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條に掲届出をあたはる者及び検査時日の指定を受け正當の故なく其場所に參會せざる者は三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第四十四條 兵役を免れんがため逃亡し又ハ潜匿し若くは身體を毀傷し疾病を作為し其他詐偽の所爲ある者と一月

○徴兵令

以上一年以下の重禁錮に處し三圓以上三十圓以下の罰金を附加す

第四十五條 本令施行のため必要とする規則は別に布達を以て之を定む

車管師管	國名
第 一 第	武藏ノ内 (麴町區 神田區 日本橋區 京橋區 芝區 麻布區 赤坂區 四谷區 牛込區 小石川區 本郷區 下谷區 淺草區 横濱區 荏原郡 南豊島郡 北豊島郡 南足立郡 北足立郡 東多摩郡 西多摩郡 南多摩郡 北多摩郡 久良岐郡 橘樹郡 都筑郡 新坐郡 入間郡

第 一 第	第 二 第	第 三 第	第 四 第
高麗郡 比企郡 横見郡 秩父郡 兒玉郡 那珂郡 賀美郡 大里郡 榛羅郡 榛澤郡 男衾郡 相模 甲斐 伊豆 上野 信濃ノ内 (南佐久郡 北佐久郡 小縣郡 埴科郡 更科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	武藏ノ内 (本所區 深川區 南葛飾郡 北葛飾郡 南埼玉郡 北埼玉郡) 安房 上總 下總 常陸 下野	陸前ノ内 (仙臺區 名取郡 柴田郡) 磐城 岩代 羽前 越後 佐渡	陸前ノ内 (宮城郡 黒川郡 加美郡 志田郡 玉造郡 遠田郡 栗原郡 登米郡 本吉郡 桃

○徴兵令

○徴兵令

三十四

二	四	第 二 第	第 三 第	第 四 第
生郡 牡鹿郡 氣仙郡 陸中 陸奥 羽後	尾張ノ内(名古屋區) 愛知郡 葉栗郡 中島郡 海東郡 海西郡 知多郡 信濃ノ内(東筑摩郡 西筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 上伊那郡 下伊那郡 諏訪郡) 三河 遠江 駿河 伊勢 志摩 紀伊ノ内(南牟婁郡 北牟婁郡)	尾張ノ内(東春日井郡 西春日井郡 丹羽郡) 美濃 加賀 能登 越中 飛騨 越前	攝津ノ内(東區 西區 南區 北區 東成郡 住吉郡) 紀伊ノ内(和歌山郡 名草郡 海部郡 那賀郡 伊都郡 有田郡 日高郡 東牟婁郡 西牟婁郡) 山城 大和 河内 和泉 近江 伊賀	攝津ノ内(神戶區 西成郡 島上郡 島下郡 豐島郡 能勢郡 八郡 菟原郡 武庫郡 川邊郡 有馬郡) 播磨 淡路 若狹 丹波 丹後 但馬 美作 備前 因幡 伯耆

四	第 八 第	第 五 第	第 六 第	第 七 第
安藝 備後 備中 出雲 石見 隱岐 周防 長門	阿波 讚岐 伊豫 土佐	肥後 日向 大隅 薩摩 沖繩	豐前 豐後 筑前 筑後 肥前 壹岐 對馬	渡島 後志 石狩 天壇 北見 膽振 日高 十勝 釧路 根室 千島

軍管と軍團の諸兵師管と師團の諸兵を徴集と徴兵は現

○徴兵令

三十五

○徴兵令

三十六

今沖繩縣に之を行はず北海道に於てと第七軍管の鎮臺
と設くる迄函館縣管下函館五差福山三個所を限り之を
行ひ第二軍管の管轄に屬せしむ

徴兵令終

○徴兵事務條例

布達第十八號

十七年七月十九日

徴兵事務條例別冊おほいしむておれいの通相定むとほりあひきた

右布達候事

(陸軍海軍兩卿連帶)

別冊

徴兵事務條例目錄

第一章

徴兵事務官及び其職掌

第二章

徴兵検査所及び徴兵署

第三章

各頁届出

○徴兵事務條例

三十七

○徵兵事務條例

第四章 下調

第五章 徵員配當

第六章 檢査準備

第七章 檢査

第八章 抽籤準備

第九章 抽籤

第十章 簿冊表面調製

第十一章 現役兵編入順序

第十二章 新兵入營前ノ扱

第十三章 歸休歸省

第十四章 補充員及び豫備徵員

第十五章 一年志願兵

第十六章 臨時徵兵事務

第十七章 雜則

第十八章 附則

徵兵事務條例人民用抄

第五章 徵員配當

第三十二條 毎年徵集し可き陸軍新兵の員數と陸軍卿之を

告示し海軍新兵の員數は海軍卿之を告示す可し

第六章 檢査準備

○徵兵事務條例

○徵兵事務條例

四十

第四十條 壯丁中疾病處刑又は逃亡失踪等よて検査所に出頭せざる者あるときは戸主或は親族の者より逃亡失踪等の者の其事由書に戸長の奥書證印憲兵部若くは警察署の證認を受け疾病の者は醫師の診斷書(第五書式)處刑中の者の刑名宣告書寫を以て郡區長を経て徵兵検査所に届出可し但起居自在ならざる疾患にして車駕等を用ふるも出頭する能ざる者と其家に就き之を検査し若くは他の検査所に出頭せしむる等府縣駐在官府縣兵事課長函議して之を處分と可し

第七章 検査

第四十二條 検査と概ね十一月十日より始め第三十四條に掲ぐる所の諸員徵兵検査所を巡行し其事務を調理す

第四十三條 戸長より検査の達を受けたる者は戸長に従ひ指定の日時に其場所に出頭し府縣駐在官府縣兵事課長の面前に於て身體の検査を受く可し

第四十四條 身體検査をなるときは郡區駐在官區長列席し郡區駐在官は壯丁名簿壯丁異動名簿中徵兵の部に記載したる順序に壯丁を呼出し警官は徵兵検査規則に據り體格を検査し合格の者は更に其體格の等位を區別す不合格の者及び身幹四尺九寸未満の者は地方醫員をして之を検査

○徵兵事務條例

四十一

○徴兵事務條例

表に記註せしめ醫官之に捺印して府縣駐在官より差出す可し但四尺九寸未滿の者及び不合格者の骨相は検査表に記註するを要せず唯其尺度并に骨相の部に主任の醫員捺印す可し

第四十七條

壯丁中癲癩、狂病、白痴、夜盲、聾啞、遺尿等の

如き疾病あり其狀を申告せんとする者は平素其病狀を熟知する近隣の戸主二人以上の證書を添て検査所に申出可し醫官に於て相違ありしと認定するときは之に奥書證明を可し若し認定すること能はざるときは府縣駐在官に致し可し駐在官は之を徴集の部に加ふ可し

第五十三條

近衛諸兵と總て品行方正にして且體格最健

全なる者より之と撰ぶ可し其身幹砲兵之五尺五寸以上歩兵騎兵工兵之五尺三寸以上の者たる可し

第五十四條

鎮臺に屬する諸兵の身幹砲兵は五尺五寸以上

歩兵騎兵工兵輜重兵の五尺三寸以上の者たる可し若し不足するときは砲兵之五尺四寸以上歩兵騎兵工兵輜重兵之五尺二寸以上の者を以て之に充て仍ほ不足す時其定尺を減するものと爲る可し

第五十五條

陸軍雜卒又は職工として徴集し其身幹五

尺以上にして雜卒又は職工の勤務に適當の之を撰

○徴兵事務條例

○徴兵事務條例

ふ可しと雖も若し所要の人員不足するとき其體格五種兵に亞ぐ者又は身幹四尺九寸以上にして各其勤務に堪ふ可き者より之を撰ふ可し

第五十六條 海軍兵は左に掲ぐる項目の順序に従ひ之を撰ふ可し其身幹水兵火夫は五尺以上を定尺とす

第一項 航海學又は機關學卒業の者

第二項 西洋形船舶に乗組の者

第三項 汽車或は諸製造所等に於て機關手又は火夫の業に從事せる者

第四項 現に前諸項の職業に従事せしと雖も一個年以上

嘗て之に従事せし者

第五項 日本形五百石以上の船舶に乗組たる者

第六項 日本形五百石未満の船舶に乗組たる者

第五十七條 海軍職工として徴集する者と身幹四尺九寸以上にして其勤務に適當の者より之を撰ふ可し

第八章 抽籤準備

第六十二條 籤丁名簿は籤丁の姓名住所を記し又籤札は左式の如く厚紙を凡そ方三寸に切り之を四ツ折にして中分を拵り合格者の數に應じ調製す可し

○徴兵事務條例

籤札

近衛 (鎮臺)
(海軍)
何兵第何番

第十一章 現役兵編入順序

第七十四條

現役兵に編入の順序は左の如し

- 一 徴兵令第四十一條に當る者
年齢の順序又同年齢の者と誕生日の順序に従ふ
- 二 徴兵令第四十條に當る者
第一項の者に亞る年齢の順序又同年齢者の誕生日

月日の順序に従ふ

三 徴兵令第十條に當る者

第二項の者に亞る年齢の順序又同年齢の者の誕生日の順序に従ふ

四 現役徴籤の者

第三項の者に亞る當籤番號の順序に従ふ

五 補充徴籤の者

歩兵よ在てと師管徴兵區内其他は軍管徴兵區内に平均し當籤番號の順序に従ふ

第十二章 新兵入營前の扱

○徴兵事務條例

○徴兵事務條例

第七十六條 現役籤に當りたる者に入營の命を待つものなるが故五日間に往復する能はざる地に出るを許さざ

第七十七條 新兵の概ね毎年四月二十日より五月二十日迄に入營せしむ可し

第八十條 新兵入營の期に臨み父母の重病或く死没等れ故を以て入營延期を願ふ者は戸主又は親族の者より事實を詳記し(其重病は醫師の診断書第五書式を添へ)戸長郡區長與書證印し郡區駐在官を経て府縣駐在官に願出るよ於ては詮議の上十四日以内の延期を許す可し

第八十二條 入營延期の許可を得たる者期満つれば即日戸長又届出戸長は直に出發せしめ其旨を近衛局鎮守府又ハ入營地の後備軍司令部に届出可し

第八十三條 新兵入營に期に臨み其身疾病犯罪等にて入營し難き旨戸長又届出るときは戸長與書證印し郡區長を経て近衛局鎮守府又ハ入營地の後備軍司令部に届出可し其事故止むとき亦同じ尤も疾病延びて十五日以上に及ぶ者の最初届出の日より三十日毎に届出其年九月一日に至るも事故止まざる者は本人所持の番號符を添へ同月十五日限り郡區長を経て府縣廳に差出志府縣廳より之を徴兵營に送る可し

○徴兵事務條例

○徵兵事務條例

五十

第八十四條 新兵入營前甲府縣より乙府縣に轉籍又は全戸寄留する者は即日戸主より甲府縣戸長より届出戸長の郡區長を経て府縣廳に届出可し又乙府縣に到着するときには前同様の手續を以て番號割符を添へ届出可し然るとは甲府縣の當籤番號を存せ他日入營の時に至り乙府縣同番號の者に次て入營せしむ可し但本人より轉籍又は全戸寄留の旨を甲乙府縣に郡區駐在官に届出可し

第十三章 歸休歸省

第八十五條 徵兵令第十七條に照して徵集を猶豫とするは抽籤以前該條項に當る者に限る但戸主若くは父兄等死没し

又ハ重罪の刑に處せられ或は癩疾不具等とあり本人を要するにあらざれば一家の生計を營むと能とするとその詮議の上郷里に歸休せしめ又ハ第一豫備徵員に編入は抽籤後養子又は他家の相續人となり前項の事故を生ずるハ詮議に及ばず

第八十六條 前條但書に當る者は戸主又は親屬の者より其事由を詳記し戸籍寫若くは刑名宣告書寫若くは醫師診斷書第五并に同郡區内現役兵の戸主たる者二人以上をして確實を證せしめ戸長郡區長與書證印の上郡區駐在官を経て府縣駐在官に差出し該官は後備軍司令官を経て近衛局

○徵兵事務條例

五十一

○徴兵事務條例

五十二

鎮臺或は鎮守府に申牒し近衛局鎮臺之陸軍省に鎮守府は海軍省に開申す可し但癡疾不具等の者と陸海軍醫官をして地方醫師診斷書の當否を判定せしめ又之府縣駐在官及び其地陸海軍醫官をして其家に就き検査せしむることある可し

第八十九條 現役兵在營在鑑中父母の重病或は死亡等あて歸省を願ふときは其戸主又と親族の者より事實を詳記し（其重病と醫師の診斷書第五を添へ）戸長郡區長の與書證印を以て直し本人所屬の隊或は鎮守府に願出るに於ては詮議の上往復を除き十四日以内の歸省を許し可し尤も旅

費は自辨たる可し但生兵二等若水兵二等若火夫の卒業に至らば或は臨時に演習觀兵の學あるときは又は航海中は本條の限を在らば

第十四章 補充員及び豫備徵員

第九十條 補充員と臨時補缺を除くの外鎮臺に於て毎年九月一日の現役兵缺員に應じ概ね十月二十日より同月三十一日迄に入營するものとす但近衛兵海軍兵に在ては近衛局海軍省より所要の人員を九月二十日迄に陸軍省に通牒し陸軍省之を各軍管に賦課す可し

第九十一條 補充員入營の期を望み疾病又は犯罪等よて入

○徴兵事務條例

五十三

○徴兵事務條例

五十四

營する能へざる者と其事實を詳記し本人所持の番號割符を添へ（疾病は醫師の診斷書第五書式を添へ）速に戸長に届出べし戸長の奥書證印し郡區長を経て府縣廳に差出すべし該廳に於ては其次番號の者より順次に繰上げ徴集人員を充實し入營せしめ其旨を府縣駐在官に通牒せべし

第九十四條 補充員は十日間に往復せること能へざる地に出るを許さず然れども己むを得ざる事故を生し其日限を越ゆる地に出てんことを欲する者は事實并に往先を詳記し戸長郡區長の奥書證印を受け郡區駐在官に出願す可し

第九十五條 補充員にして現役を志願する者は本人の願書

に親族連署し戸長郡區長の奥書證印を受け郡區駐在官に願出るときは詮議の上當籤番號の順序に拘りて補充員徴集同時之を入營せしむ可し

第九十六條 補充員身上に異動を生むるときは戸主又は親族の者より三日以内に戸長に届出戸長郡區長奥書證印し郡區駐在官を経て之を府縣駐在官に届出可し

第九十七條 補充員にして甲府縣より乙府縣に轉籍又は全戸寄留せる者は第八十四條の例に據る可し

第九十八條 補充員にして第八十五條但書に當る事故を生し徴集猶豫を出願する者は第八十六條の手續に據り主務

○徴兵事務條例

五十五

省に開申と可し但主務省に於ては詮議の上第一豫備徴員に編入す可し

第九十九條 第一豫備徴員身上に異動を生ずるときは戸主又は親族の者より三日以内に戸長に届出戸長は第九十六條の例に據り之を處分すべし

第一百條 第一豫備徴員として十五日間を往復するものと能はざる地に旅行せんと欲する者と其往先を詳記し戸長郡區長を経て郡區駐在官に届出て然る後旅行す可し但其届書には旅行中徴集の命あるとき直に之を通牒す可き者の姓名住所を記入と可し

第一百一條 徴兵令第三十二條に據り第二豫備徴員となる者は其年四月二十日に至れば別に命なくして第二豫備徴員と編入せられたる者と心得可し

第二豫備徴員年齢三十三歳とある年の四月廿日に至れば別に命なくして國民兵役に編入せられたる者と心得可し

第一百二條 補充員服役年期の計算と現役兵と同じく四月二十日より起算し第一豫備徴員服役年期の計算は其編入す可き年の四月二十日より起算す可し但第八十七條に當り第一豫備徴員とある者は其入營年の四月廿日より起算す

第十五章 一年志願兵

○徴兵事務條例

○徵兵事務條例

五十八

第三百三條 徵兵令第十一條に據り一箇年間現役に服せんことを志願する者は毎年九月一日より同月十五日迄に其願書第二十書三書式を戸長に差出す可し戸長ハ之に奥書證印し郡區長を経て十月一日限り府縣廳に差出し府縣廳より之を徵兵署に送るべし

第三百四條 志願者は當分の内各自の志望に由り歩兵看護卒及び看馬卒の内に就き其種類を撰び出願することを得

第三百五條 食料被服等の自辨金と一名金壹百圓にして其現品は官より之を支給す但自辨金は二月一日迄に府縣廳を経て鎮臺に納むべし

徵兵令第十一條第二項に據り若干月にして歸休を命じたる者には殘金を返付すべし

第三百八條 志願兵現役一箇年を終れば六箇年間豫備役に服すべし

第三百九條 志願兵中品行方正勤務勉勵にして技藝に熟達し下士の任に堪ふべき者にて其適任證書を付與すべし又教育上抜群の結果を得たる者は豫備役下士に任ぜ士官適任證書を付與すべし

第三百十條 志願兵検査所往復及び入營歸郷の旅費は總て自辨す

○徵兵事務條例

五十九

○徴兵事務條例

六十

第十六章 臨時徴兵事務

第百十一條 戰時若くは事變に際し兵員を要するときは左に掲ぐる項目の順序に従ひ徴集すべし

一 徴兵令第四十條の事故止みたる者

二 補充員

三 第一豫備徴員

四 徴兵令第十七條に當り徴集を猶豫せし者

五 第二豫備員

第百十二條 豫備徴員は年次を逐ひ服役日尙淺き者より當籤番號の順序に従ひ之を徴集し又徴兵令第十七條に當り

徴集を猶豫せし者は項目及び當籤番號の順序に従ひ之を徴集す

第百二十條 國民兵を徴集する方法は別之を定む

第十七章 雜則

第百二十一條 徴兵令第十條に據り現役志願の者と其願書第二十に戸長郡區長の奥書證印を受け徴兵検査所に出願す可し但検査所に往復の旅費は合格者に限り官給す

第百二十二條 徴兵令第十七條第十八條第一項乃至第三項及び第十九條に當る者年齢滿二十七歳以下にして現役を志願するときは前條の手續を以て徴兵検査所に出願すべ

○徴兵事務條例

六十一

○徴兵事務條例

六十二

し但旅費と前條に同じ

第二百二十三條 徴兵令第十一條及び第十八條第二項の卒業證書は學期二個年以上の學校に於て二個年以上の課程を卒りたる證書に限る

第二百二十四條 徴兵令第十七條に當る者を徴集せるときは其項目の順序に従ふ可し

第二百二十五條 徴兵令第十七條第一項及び第二項の兄弟は同戶籍中の實兄弟に限る

第二百二十六條 徴兵令第十七條第一項の兄弟同時徴集に當り検査の上共に合格せるときは情願に據り一人を猶豫す

へし

前項の者他府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲せるときは各自届出となす年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長に願出本籍戸長に届出べし

第二百二十七條 武官并に陸海軍生徒の兄弟と徴兵令第十七條第一項第二項に據るの限に在らず

第二百二十八條 豫備兵後備兵召集中死没又は公務の爲め負傷し若くは疾病に罹り免役したる者の兄弟徴集に當るときは徴兵令第十七條第二項に據り徴集猶豫に屬す可し

第二百二十九條 徴兵令第十七條第一項の現役兵の兄或は弟

○徴兵事務條例

六十三

○徴兵事務條例

六十四

一人と徴集を猶豫とすしと雖も現役中の者其年四月現役満期或は脱走中又之歸營償勳中なるときハ徴集に應ぜべし

第三百三十條 徴兵令第十七條第十八條第十九條及び第二

一條に當りたる者七個年間に其資格を失ひたるるときと徴集すと雖も更に徴兵令第十七條及び第十八條第七項に當

る者并に陸海軍生徒とある者と徴集猶豫に屬すべし

第三百三十一條 各自届出後即ち九月十六日以後に於て徴兵

令第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生徒と除く第十九條

及び第二十一條に當るも徴集猶豫の限に在らずと雖も翌

年四月十一日以後九月十五日迄に該餘項の名稱を得たる

者は徴集猶豫に屬すべし

第三百三十二條 徴兵令第十八條第三項の生徒にして二個年

以上の課程を卒りたる者の同令第三十一條に據り第一豫

備徴員に編入とすべきを以て徴兵検査期限に至れハ郡區長

より其學校に通牒し最寄の徴兵検査所に出願せしめ身體

の検査を受けしむべし

第三百三十三條 徴兵令第十八條第三項に掲げたる官立大學

校に準ずる官立學校は左の如し

- 一 工部大學校

○徴兵事務條例

六十五

○徴兵事務條例

六十四

一人と徴集を猶豫とべしと雖も現役中の者其年四月現役満期或は脱走中又と歸營償勳中なるときは徴集に應ぜし

第三百三十條 徴兵令第十七條第十八條第十九條及び第二十一條に當りたる者七個年間に其資格を失ひたるるときと徴集すと雖も更に徴兵令第十七條及び第十八條第七項に當る者并に陸海軍生徒とある者と徴集猶豫に屬すべし

第三百三十一條 各自届出後即ち九月十六日以後に於て徴兵令第十八條第一項第二項第三項第四項陸海軍生徒と除く第十九條及び第二十一條に當るも徴集猶豫の限に在らずと雖も翌

年四月十一日以後九月十五日迄に該條項の名稱を得たる者は徴集猶豫に屬とべし

第三百三十二條 徴兵令第十八條第三項の生徒にして二個年以上の課程を卒りたる者の同令第三十一條に據り第一條備徴員に編入をべきを以て徴兵検査期限に至れり郡區長より其學校に通牒し最寄の徴兵検査所に出願せしめ身體の検査を受けしむべし

第三百三十三條 徴兵令第十八條第三項に掲げたる官立大學校に準する官立學校は左の如し

一 工部大學校

○徴兵事務條例

六十五

○徴兵事務條例

二 農商務省勸導札幌農學校

三 司法省法學校

第三百三十四條 徴兵令第十八條第一項第二項第三項第四項

第十九條第二十條第五項及び第二十一條に當る者其率就

止みたるるときは學校長若くは所屬長より本人所管の府縣

廳へ通牒す可し

第三百三十五條 徴兵令第十九條に掲ぐる修業一箇年以上の

課程を卒りたる生徒とは該校に於て其課程を卒りたる者

のみに限らば他の學校より入學し一箇年以上の課程を卒

りたる生徒へ編入せられたる者亦該條に掲り徴集猶豫を

屬す可し

第三百三十六條 官吏判任以上及び戸長は徴兵令第二十條第一項

に掲り召集を猶豫すと雖も准官吏は該條項に掲り召集を

猶豫するの限に在らば

第三百三十七條 附屬戸主及び其嗣子或は承祖の孫と徴兵令

第二十二條第一項に掲り徴集すと雖も其戸主徴兵令各自

届出期限即ち九月十五日以前に一户を設立するるときは徴

兵令第十七條第三項及び第五項に掲り徴集猶豫に屬す可

し但分家し又は絶家若くは廢家を再興したる戸主にして

更に附籍したる後別に一户を設立するも本條の限に在ら

○徴兵事務條例

第百三十八條 徴兵令第二十二條第四項の嗣子或は承祖の孫と徴集すと雖も其戸主分家又ハ絶家廢家再興後癩疾不具等となり一家の生計を營むこと能はるとき又は重罪の刑に處せられたるとき徴集猶豫に屬すべし

第百三十九條 徴兵令第二十二條第二項の嗣子或は承祖の孫は徴集すと雖も各自届出を爲す年の九月十五日迄ハ前嗣子承祖の孫若くは相續人同戸籍中の者癩疾又は不具等とあり一家の生計を營むこと能はるとき齊しきとき又ハ重罪の刑に處せられたるときは徴集猶豫に屬すべし

第百四十條 徴兵令第二十二條第二項に當る嗣子或は承祖の孫にして其第六項に據り戸主とありたる者及び其第七項の戸主は徴集すと雖も其徴集に應ずべき年の一月迄に前戸主同戸籍中の者己に六十歳に至るか又各自届出を爲す年の九月十五日迄に癩疾又は不具等とあり一家の生計を營むこと能はるとき齊しきとき又は重罪の刑に處せられたるときは徴集猶豫に屬すべし

第百四十一條 徴兵令第十七條第三項第二十二條第三項及び第七項に掲ぐる六十歳又同令第二十二條第五項及び第九項に掲ぐる五個年と徴集に應ずべき年の一月と以て分

○徴兵事務條例

界を爲す可し

第四百二十二條 徴兵令第十八條第五項第六項に當る者の事故の存する間徴集猶豫に属すと雖も毎年検査所に出頭し身體の検査を受くべし

第四百二十三條 徴兵検査呼出又は入營に際するときは民事訴訟の爲め裁判所の召喚ありと雖も検査又は入營日時を延期せむ

第四百二十四條 戦時若くは事變に際しては第八十條第八十五條但書及び第八十九條に當る事故生すと雖も陸軍に属す

第四百四十五條 徴兵令第十七條第四項及び同令第二十二條の諸項に當る瘧疾又は不具等にして一家の生計を營むこと難はざる者は徴兵検査所に呼出し検査を可し但起居自在ならざる疾患にして軍醫等を用ふるも出頭する能はざる者は府縣駐在官醫官及び府縣兵事課長其家に就き検査するものと爲るべし

第四百四十六條 前條の者府縣に寄留し該地に於て検査を受けんと欲するときは適期者の各自届出を爲す年の八月十五日迄に其旨を寄留地戸長小郡出本籍戸長に届出可し

第四百四十七條 徴兵令附録徴兵令第三十六條に當る者は

○徴兵事務條例

翌年之を徴集す可し

第四百四十八條 徴兵令第四十一條に當る者其年疾病或は犯罪等に於て期限に際し入營すること能はざして九月一日に至るも事故尙止まらざるとき翌年更に検査を遂げ仍は先入兵として徴集す可し

第四百四十九條 徴兵令第四十一條に當る者にして爾後同令

第十七條第十八條 第四項第五項第六項 第八項第九項を除く 及び第十九條に該

當すと雖も徴集猶豫の限に在らず

第五百十條 徴兵既行の地在籍の者にして沖繩縣及び北海道の内徴兵未行の地に轉籍し更に他の府縣に寄留する者

の寄留地に於て各自届出をさし其本籍の者と同一く徴集に應す可し

徴兵未行の地ニ單身寄留の者と本籍地に歸り應す可しと雖も全戸寄留の者は徴集猶豫に屬す可し

第五百一十一條 徴兵令第三十四條第三十五條第三十六條第三十九條の届出を怠り又ハ兵役を免れんか爲め身體を毀傷し疾病を作爲し其他詐偽の所爲を用ひ又は逃亡潜匿したる者又は正當の故なく検査所に參會せざる者あるときは普通治罪法の手續に據り之を告發すべし

第五百十二條 徴兵署又は徴兵検査所に差出を可き願書は

○徴兵事務條例

○徴兵事務條例

七十四

三通屆書は二通徴兵署宛にて差出可し

第十八章 附則

第百五十三條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄に満二十歳となりたる者にして舊徴兵令第二十八條に當り國民軍の外發役に屬する者新徴兵令を照し常備年期の満七年検査時限内に在て名稱を罷めたるときは更に徴集に應せしめ其第七年検査時限を經過せる者と舊徴兵令にて處分せし國之を名簿に據え置く可し

第百五十四條 明治十四年一月より明治十六年十二月迄に満二十歳となりたる者にして舊徴兵令第二十九條第三十

條第三十一條及び第三十四條に當り平時兵役又は徴集猶豫に屬する者新徴兵令に照し常備年期の第七年検査時限内に在て名稱を罷めたるときは更に徴集に應せしめ其第七年検査時限を經過する者は新徴兵令第三十二條に據り第二豫備隊員と爲と可し

第百五十五條 現今豫備兵服役中の者は最初豫備軍に編入せし年の四月二十日より起算し四個年の役に服せしめ滿期の後後備兵役に服せしむ但定期に在らんとし臨時豫備軍に編入せし者の其編入せし日より起算し四個年の役に服せしめ滿期の後後備兵役に服せしむ

○徴兵事務條例

七十五

○徴兵事務條例

七十六

第百五十六條 現今後備兵服役中の者は最初後備軍に編入せし年の四月二十日より起算し五箇年の役に服せしめ満期の後國民兵役に服せしむ但定期に在らざして臨時後備軍に編入せし者の其編入せし日より起算し五箇年の役に服せしめ満期の後國民兵役に服せしむ

第百五十七條 舊徴兵令第三十六條に據り第一豫備徴兵服役中にして年齢二十七歳を經過せし者及び現に第二豫備徴兵服役中の者は新徴兵令第三十二條に據り第二豫備員とあす可し

第百五十八條 新徴兵令第二十二條の諸項に當る者と雖も其事柄の明治六年一月十日即ち徴兵令創定以前に係る者は該條項を以て處分するの限に在らず

第百五十九條 明治十六年十二月迄に年齢満二十歳とありたる者にして舊徴兵令第六十條第六十一條及び舊徴兵事務條例第百八十條の届出を怠たる者明治十七年九月十五日迄に届出るときは新徴兵令第四十三條に據り處分す可し

徴兵事務條例 終

○徴兵事務條例

七十七

○陸軍徵兵事務取扱手續

七十八

陸甲第三拾六號

十七年八月十五日

徵兵事務條例布達に付陸軍徵兵事務取扱手續左の通相定候條此旨相達候事

○陸軍徵兵事務取扱手續人民用抄

第九項 壯丁の身体検査の上合格者の等位を甲乙の二種に

區別し体格強壯の者を甲種とし体格甲種に亞る五種兵に

選せらるるものと乙種とすべし

第十項 砲兵に編入せらるる者と体格最健全にして視力清明

なる者より之を撰ふべし

第十一項 騎兵に編入せらるる者は成るべく資質敏捷にして

馬匹を使用するに慣れ其体格は筋肉肥満小過りす又瘦瘠

に失せず上体と下体とを比較して股脚稍長き者より之を

撰ふべし

第十二項 工兵に編入すべし者は成るべく木工石工竹工船

工車工鍛工鞆工桶工泥工馬具職屋根職茅屋根職木挽職指

物職建具職穴竈職井戸堀職棒削職飾職杣職舟夫等より之

を撰ふべし

第十三項 輜重兵に編入せらるる者は成るべく馬匹を使用す

るに慣れ且調養算術を志し得る者より之を撰ふべし

第十四項 歩兵に編入せらるる者は職業又は技能の有無を問

○陸軍徵兵事務取扱手續

七十九

○陸軍徴兵事務取扱手續

はす身体輕捷にして銃器を執り能く變動^{カタク}堪ゆる者を採^{サイ}用^{ヨウ}すへし

第十五項 近衛兵適當の者不足するときは其不足は鎮臺駐兵適當の者より身幹体格品行を撰み之を補ふべし

第十六項 雜卒若くは職工適當の者不足するときは其不足は体格の五種兵に亞く者より之を補ひ尙不足するときは身幹四尺九寸以上にして体格甲種^{ケツ}の者より之を補ふものとす

第十七項 徴集相當にして合格の者抽籤以前現役を志望するときは徴兵署に於て身幹職類に従ひ現役編入順序に據

て許可せへし

第二十項 徴兵事務條例第二百二十二條に當る志願者は徴兵令第十條に當る者の次に列し又前條の志願者の尙ほ其次に列し之を現役に編入すべし

第二十一條 一年志願兵合格の者は抽籤の法を用ひす年齢の順序又同年齡の者の誕生月日の順序に従ひ別に府縣及び種類毎に一貫の番號を附すべし

陸軍徴兵事務取扱手續 終

○陸軍徴兵事務取扱手續

○酒造規則

○酒造規則

第一章 免許鑑札 税率

第一條 凡そ酒類を製造して營業せんと欲するものは其旨

管應くわんちやうに關出で酒造場一箇所毎に免許鑑札を受くべし

第二條 酒類を分て左の三類とし免許を受けたるものは總て之を製造せざるを得べし

一類 醸造酒 清酒濁酒其他醸造したるものを云ふ

二類 蒸溜酒 燒酎酒精再溜酒精其他蒸溜したるものを云ふ

三類 再製酒造酏酒味淋酒等醸造蒸溜の酒類を調和し

又之を元として製造したるものを云ふ

第三條 免許を受けたるものは免許税及び造石税を納むべし其額左の如し

酒造免許税

酒造場一箇所ニ付 金 三拾圓

酒類造石税

一類壹石ニ付 金 四圓

二類壹石ニ付 金 五圓

三類壹石ニ付 金 六圓

第四條 免許は其年十月一日翌年九月三十日迄を以て一期

○酒造規則

○酒造税則

とす酒造製造新規願の者は造石高左の制限以上にあらずれば免許せざ

清酒	百石
濁酒	十石

一類 (清酒濁酒を除く) 二類三類五石

新に酒造營業をなさんとする者は其地方同業者五人以上の連印を以て願出べし

第五條 酒造營業人不在又は事故あるときは他人を置き此規則に關する諸般の事を辨せしむ

第六條 免許鑑札賣買讓與するときは雙方連印の願書を

管廳に差出し書換を請ふべし

第七條 免許鑑札を失却毀損するか或は代替改名轉居せしむるとき其旨管廳に願出再渡し又は書換を請ふべし

第二章 納税 造石検査

第八條 免許税と鑑札申受けたる時之を納むべし

第九條 造石税は左の三期に納むべし

第一期 四月三十日限

十月一日より二月中検査済石數に係る税額の半數

第二期 七月三十一日限

三月一日より六月中検査済石數に係る税額の半數

○酒造税則

○酒造税則

第三期

九月三十日限

七月一日より皆造検査済石数に係る税額并前繰額の残数

第十條 造酒の石数と總て管廳へ申出検査を受くべし

廢業の際未製成の酒類を所持するものは其節管廳へ申出

検査を受け現石数に付納税すべし

但未製成の酒類を營業者に賣渡し又二箇所以上免詔の者其一箇所以上を廢し尙存せる酒造場へ其酒類を移すときは管廳へ届出且製成の上検査を受くべし

第十一條 前條の酒類は八月三十一日迄に皆造すべし

第十二條 自家用料又ハ造酒保存の料に充て製造する酒類

ノ雖も總て管廳の検査を受け其造石税を納むべし

第十三條 検査未済の酒類へ検査済の酒類又ハ古酒買入酒等と混和せるものも其造石税と總石数を以て之を納むべし

第十四條 検査未済の酒類を届出の上他の酒類に變製(第一章第二條中一類の酒を二類に二類を三類に變製する類

ノもの)ときは造石税ハ其變製したる酒類に就き之を納むべし

第十五條 検査済の酒類を他の酒類に變製するときは既

○酒造税則

検査済の石敷に係る造石税を納め更に變製の石敷に就て造石税を納べし

第十六條 皆造期限前に於て非常の損害に罹りたる酒類は

直に管廳へ申出検査を受くべし

第十七條 前條検査以上再び酒類に製成せるものと其石敷に應に造石税を納むべし其製成するを得ざる者及び廢棄したる者と其石敷に係る造石税を免除と

第十八條 葡萄酒及び麥酒の類を製造する者と免許税を納むべしと雖も造石税の之を免許と

第十九條 酒造中は管轄廳主任官員時々巡廻とべしに付何

酒類を問はせ其仕込たる酒もと其他仕込米及び營業に關する諸帳簿等の検査を受くべし

第二十條 酒桶類は新製修繕を問はせ使用前管廳へ申出其容量の検査を受くべし

第三章 禁令 雜令

第二十一條 酢及び酒などを販賣するを許さざれ但事故ありて酒などの不用に屬したるものを同業の者に限り賣渡すと此限にあらざ

第二十二條 他の依託を受けて酒類を代造し又と酒造營業人にあらざるものに酢及び酒類を製造せる爲め酒造場を

○酒造税則

買すを許さざ

第二十三條 検査未済の酒類を賣捌き貸與譲與若くは自家の所用に消費するを許さざ

検査既済の酒類へ検査未済の酒類を混和するを許さざ

第二十四條 免許鑑札は貸借するを許さざ

第二十五條 造酒(窄々蒸溜)器械又は管廳主任官員の封緘

を受け置ら使用するるときは其旨申出開封を請ふべし

但過設等にて封緘を毀損しるときは直に管廳届出再

封を請ふべし

第二十六條 免許を受けたるもの其節管廳へ該壹期造酒

見込の種目石數並に其造り方法共届出べし

但種目變換並に見込石數の増減等と其時々届出べし

第二十七條 酒類に属する倉庫料屋並に諸器械共豫て管廳

へ届出べし

増減は其時々届出べし

第二十八條 一期造酒届出の石數何酒何石造と書したる標札に免許鑑札の番號を記載し之を戸外に掲出すべし

第何号	○何酒	何十石造
	何酒	何石造

○酒造税則

○酒造税則

第四章 罰令

第二十九條 免許鑑札を受けきして製造したるものは其酒類及び製造諸器械とも没収し免許税額二倍の金額を科し之を賣捌きたるものは造石數に相當する造石税三倍の金額を併せ科すべし
但し本文酒類并に諸器械を己に賣捌きたるものは其代價を追徴すべし

第三十條 免許鑑札を借受け製造するものは第二十九條に據て處分し之を貸與へたるものは其鑑札取揚げ免許税相當の金額を科すべし

第三十一條 酒類石數の検査を受けずして之を賣捌き又と貸與讓與したる者は其代價を追徴し其酒類の石數に相當する造石税三倍の金額を科すべし

但第二十一條但書の場合に於ては此限にあらざ

第三十二條 酒類を隠蔽したるものは其酒類と没収し其酒類の石數に相當する造石税三倍の金額を科すべし

第三十三條 検査未済の酒類を自用に消費したるものは其石數に係る造石税に相當する金額の三倍を科すべし

第三十四條 第十四條又は第二十條の届出を怠りたるもの第五條第七條第二十八條を犯したるものは壹圓以上壹圓

○酒造税則

○酒造税則

九十五錢以下の科料に處す

第三十五條 第六條第二十五條第二十六條第二十七條を犯したるものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す第二十條を犯して検査を受けざるものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處し仍ほ其器械を沒收す

第三十六條 第十條第二條第二十一條第二十二條第二十三條第二條を犯したるものは三圓以上三拾圓以下の罰金に處し其製造酒類を沒收す之を賣捌きたるものは其代價を追徴すべし

但二十三條第二項酒類ノ總石數を沒收す

第三十七條 此規則を犯したるものには刑法の不論罪及び

減輕再犯加重數罪俱發の例を用ひし但刑法第七十五條第一項の場合には此處にあらざ

第三十八條 酒造營業者の家族雇人にして其營業に係り此規則を犯したるときは總て其營業者と處罰す

○酒造税則附則

第一條 自家用料の酒類（飲料に用ひ醬油等に混和し及び其他の用に供するもの）を製造するものと管廳へ届出製糖免許鑑札を受け鑑札料金八拾錢を納むべし

○酒造税則附則

○酒造税則附則

第二條 免許の其年十月一日より翌年九月三十日迄を一期とす

第三條 自家用料の酒類は一家内に於て一期製造高壹石（二種以上製造する者其總石數を合算す）を超ゆるを許す。若し之を超ゆるるとき總て本則に従ふべし

第四條 自家用料の酒類は其住居せる一家の外に於て之を製造するを得ず

第五條 自家用料の爲め製造したる酒類は之を賣捌くを得ず

第六條 自家用料の酒類を製造するもの免許鑑札を失却毀

損するの或は代替改名轉居せし時の管廳に申出再渡又ハ書換を請ふべし

第七條 自家用料の酒類を製造するものは主任官臨時之を檢査すべし

第八條 第一條第三條第四條第五條を犯したるものは三圓以上三十圓以下の罰金に處し仍は犯罪に係る物品及び器械を沒收す之を賣捌きたるものは其代價を追徴すべし

第九條 此規則を犯したるものには本則第三十七條及び第三十八條を適用す

○酒造税則附則

○稽勳條例

○稽勳業稅則

第一章

免許鑑札 營業稅

第一條 凡そ稽勳（釀造酒類のもと）を製造して營業せんと欲するもの、其旨管廳より願出製造場一箇所毎に免許鑑札を受け一期營業稅として左の通納むべし

稽勳營業稅 金五十圓

第二條 營業免許の其年十月一日より翌年九月三十日迄を以て一期とす

第三條 一期中何月に新規免許を受くるも營業稅の直ちよ管廳へ納むべし

第四條 免許を受けたるもの、其一期中販賣見込の石數毎、年十月中管廳へ届出べし

第五條 販賣の節は其石數并に購求者居所姓名及び年月日等遺漏なく帳簿に記載し置き、翌年十月中管廳へ差出し、検査を受くべし

稽勳及び仕込米諸帳簿倉庫納屋等主任官臨時之を検査すべし

第六條 免許鑑札賣買讓與するときの雙方連印の願書を管轄廳に差出し書換を請ふべし

第七條 免許鑑札失却毀損するか或は代替改名轉居せし時

○稽勳條例

○稽翹條例

は管廳より願出再渡又は書換を請ふべし

第八條 免許を受けたるものは稽翹賣捌所と書したる標札へ免許鑑札の番號を記載し戶外に掲出すべし

第何號
稽翹賣捌所

第二章 禁令 罰令

第九條 免許鑑札は貸借するを許さず

第十條 免許鑑札を受けず稽翹を營業するものは科料として其營業税二倍の金額を徴すべし

第十一條 前明條の外販賣の節石數并に購求人の居所姓名等の帳記を怠るる其他本則に違反するものは科料として壹圓より少ならず五十圓より多らざる金額を徴すべし

第十二條 稽翹營業場の中は於て酒類請賣稽翹請賣酢造營業を爲し又ハ酒類(稽翹を除く)を製造するを許さず

第十三條 第十二條を犯したるものハ五圓以上五十圓以下の罰金に處し仍ほ犯罪に係る物品及び器械を沒收す之を賣捌きたるものハ其代價を追徴すべし

第十四條 此規則を犯したるものハ刑法の不論罪及び減

○稽翹條例

○煙草稅則

輕再犯加重數罪俱發の例を用ひず但刑法第七十五條第壹項の場合には此限にあらす

第十五條 稽翹營業者の家族雇人にして其營業に係り此規則を犯したるときは總て其營業者に處罰す

○煙草稅則

第壹章

煙草營業

第一條 煙草營業者を分て左の三種とす

煙草製造人

煙草仲買人

煙草小賣人

第二條 刻煙草又ハ卷煙草等を製造する者を煙草製造人とす但賃銀を受けて他の製造人の煙草を製造するものハ此

限にあらす

第三條 未製造の煙草を買入れ之を製造人又ハ同業者へ賣渡し及製造煙草を買入れ之を小賣人又ハ同業者へ賣渡す者を煙草仲買人とす

第四條 製造煙草を自用者へ賣捌く者を煙草小賣人とす

第二章

營業鑑札

第五條 煙草營業者の管轄廳へ願出營業鑑札を受くべし但製造仲買及小賣を兼業するものハ其營業鑑札を受くべし

○煙草稅則

○煙草稅則

百四

第六條 煙草營業者自己又ハ家族雇人を以て仕入又ハ出賣を爲すときは管轄廳に願出仕入又は出賣鑑札を受け各自之を携帶すべし

第七條 煙草營業者は鑑札を受くるとき左の通鑑札料を納むべし

煙草營業鑑札料 一枚ニ付 金貳拾錢

煙草仕入鑑札料 同 金拾錢

煙草出賣鑑札料 同 金拾錢

第八條 鑑札を失却毀損し又ハ代替改名轉居せしとき之を管轄廳へ届出其再渡又は書換を請ふべし前條の通鑑札

料を納むべし

第九條 營業人廢業するときは管轄廳へ届出鑑札を還納す可し

第十條 鑑札は貸借賣買及讓渡を爲すことを得ず

第十一條 煙草營業者ハ左の通營業稅を納むべし但兼業するものハ各其營業稅を納むべし

煙草製造營業稅 一箇年 金拾五圓

煙草仲買營業稅 一箇年 金拾五圓

煙草小賣營業稅 一箇年 金五圓

第十二條 煙草營業稅ハ年々兩度ニ區分し前半季分は一月

○煙草稅則

百五

三十一日限後半年分の七月三十一日限管轄廳に納むべし
但し新に開業する者の營業鑑札を受くる節其半年分の營業稅を納むべし

第四章 印稅

第十三條 烟草製造人刻烟草を製造するとき左の量目に
從ひ玉造紙包又は箱詰よ裝置し相當の印紙を用ふべし
量目印稅(卸賣定價百匁に付二十五錢未滿の分)同(卸
賣定價百匁に付二十五錢以上五十錢未滿の分)同(卸賣
定價百匁に付五十錢以上の分)

五匁 二厘 三厘 四厘

十匁 四厘 六厘 八厘

十五匁 六厘 九厘 一錢二厘

二十匁 八厘 一錢二厘 一錢六厘

三十匁 一錢二厘 一錢八厘 二錢四厘

五十匁 二錢 三錢 四錢

百匁 四錢 六錢 八錢

第十四條 刻烟草を玉造よ爲すとき其帶印紙を以て結束し
其封緘の箇所及印紙の彩紋へのけ緘の要部よ印紙を貼用
し製造人の印章を以て之に消印すべし

第十五條 刻烟草を五匁以下崩し賣に爲すときは二厘の帶

○煙草稅則

印紙を以て結束すべし

第十六條 刻煙草を玉造又ハ崩し賣に爲すとさハ帶印紙の

外他の紙類を以て之を結束することを得ず

第十七條 外國へ輸出する煙草ハ限り輸出の節稅關に於て

戻稅として印稅相當の金額を輸出人へ下付すべし

第十八條 煙草印紙の種類價格左の如し

帶印紙	黒色	一枚	二厘
同	淡赭色	同	三厘
同	黄色	同	四厘
同	赭色	同	六厘

同	萌黄色	同	八厘
同	淡青色	同	九厘
同	茶褐色	同	一錢二厘
同	淡紅色	同	一錢六厘
同	桔梗色	同	一錢八厘
同	橙黄色	同	二錢
同	老綠色	同	二錢四厘
同	濃青色	同	三錢
同	黄綠色	同	四錢
同	紫色	同	六錢

○煙草稅則

○煙草稅則

百十

同 赤色 同 八錢

第十九條 煙草印紙は管轄廳の許可を得たる賣捌所^{うりさどきよ}に於て發賣^{はつばい}せしむ其他^{ほつばい}に於て賣買^{うりばい}することを得ず

第二十條 印紙貼用^{てうしやう}の細則^{さいそく}の布達^{ふたつ}を以て定むる所^{さだ}に從ふべし

第二十一條 刻煙草^{まいた}の每個^{まいご}必ず製造人^かの氏名住所^{しめいぢやうしよ}を附記^{ふき}すべし

第二十二條 煙草營業者^かは無印紙^{むいんし}又^{また}は不足印紙^{ふそくいんし}の刻煙草^{まいた}を所持^{しよぢ}することを得ず仕入^{しいれで}出賣^{うり}を爲すものも又同じ

第二十三條 煙草營業者^かは左の帳簿^{ちやうぼ}を調製^{てうせい}すべし其記載^{きさいかた}方

は布達^{ふたつ}を以て定むる所^{さだ}に從ふ

煙草製造人 煙草製造帳^{せいさうぢやうやう}

煙草仲買人 煙草買入帳^{かひいれちやうやう}

煙草小賣人 煙草買入帳

煙草賣渡帳^{うりわたしちやうやう}

第二十四條 煙草營業者^かの管轄廳^かに願出^{がんでい}印紙買入鑑札^{かひいれかんさう}を受^うけ印紙買入^{かひいれかひい}を爲す毎^{ごと}に其鑑札^{かんさ}を携帶^{けいたい}し印紙賣捌人^{うりさどきよ}へ示^{しめ}すべし

第二十五條 印紙賣捌人^かは印紙買受人^かの鑑札^{かんさ}を照査^{せうさ}して其賣渡高^{うりわたしたか}及買受人^かの氏名住所^{しめいぢやうしよ}賣渡^{うりわた}の年月日^{ちやうは}を帳簿^{ちやうぼ}に登記^{てんき}すべし

○煙草稅則

百十一

○煙草稅則

第二十六條 煙草營業者の煙草印紙の買受高其買入場所及使用高を帳簿に登記すべし

第二十七條 煙草營業者の前年七月一日より其年六月三十日迄の煙草買入高賣捌高製造高并印紙買入高及び六月三十日の煙草并印紙の現在高を取調七月三十一日限管轄廳に届出べし

第二十八條 印紙賣捌人は前年七月一日より其年六月三十日迄の印紙賣捌高并買受人の氏名住所を取調七月三十一日限管轄廳に届出べし

第二十九條 煙草營業者の營業の標札を戶外に掲出すべし

但書式の布達を以て定むる所に従ふべし

第三十條 印紙買入鑑札の貸借賣買及讓渡を爲すことを得ず

第三十一條 未製造の煙草の煙草營業者よあらざるものに賣渡すことを得ず但貸與讓與の名義を以てするも亦同

第六章 検査

第三十二條 煙草營業者の帳簿及其所持の煙草の主任官隨時之を検査すべし

第三十三條 検査官吏の検査の時官の印章を携帯し營業者

○煙草稅則

○煙草稅則

の求^{もとめ}應^{おち}じて之^{これ}を示^{しめ}すべし

第三十四條 營業鑑札を受けずして烟草營業を爲すもの

營業稅通脱に係る金高三倍の罰金^{ばつぎん}處^{しよ}し仍^なは現在^{げんざい}の烟草

を沒收^{はつしう}し之を賣捌きたる者は其代價を追徴^{つゝおちう}す

第三十五條 烟草營業者として無印紙又ハ不足印紙の刻煙

草を所持^{しよか}し又ハ賣渡したる者ハ拾圓以上百圓以下の罰金

處^{しよ}し仍^なは其賣渡代價を並徴^{つゝおちう}す之を貸與^{かしたへゆづ}讓^{あたへ}與^{あたへ}したるも

のも同じく其罪を論^{ろん}ず

第三十六條 帳簿の登記^{ちやうぼ}を詐^{いつはつ}て脱稅^{たつせい}を謀^{はか}り若^{もし}くハの脱稅の

便^{べん}を與^{あた}へたるもの又は届書^{とどけしよ}を詐偽^{さぎ}の記載^{きざい}を爲^なしたるもの

ハ拾圓以上百圓以下の罰金^{ばつぎん}處^{しよ}す

第三十七條 烟草營業者として無印紙又は不足印紙の刻煙

草を買受けたる者ハ五圓以上五拾圓以下の罰金^{ばつぎん}に處^{しよ}す之

を借受讓^{かりうけゆづりうけ}受けたる者も同じく其罪を論^{ろん}ず

第三十八條 第六條第十四條第十五條第二十一條第二十四

條^{じょう}に違犯^{ちゐはん}したるもの及^{および}第二十三條に違犯^{ちゐはん}して帳簿^{ちやうぼ}の調製

を怠^{おこた}るものハ五圓以上五拾圓以下の罰金^{ばつぎん}處^{しよ}し仍^なは犯罪^{はんざい}

に係^かる烟草は之を沒收^{はつしう}し之を賣捌きたるものハ其代價^{だいが}を

追徴^{つゝおちう}す

第三十九條 管轄廳^{きんかく}の許可^{きょか}を得ずして印紙^{いんし}を發賣^{はつばい}したるも

○煙草稅則

○煙草稅則

の五圓以上五拾圓以下の罰金に處し仍ほ其印紙を沒收す之を買受けたるものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

第四十條 未製造の煙草を煙草營業者にあらざるものに賣渡したるもの三圓以上三拾圓以下の罰金に處す

第四十一條 第十三條の煙草裝置區分を違ふものは貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處し仍ほ其犯罪に係る煙草を沒收す

第四十二條 鑑札を賣買貸借又譲受讓渡したる者及第二十五條第二十六條を違犯したるもの貳圓以上貳拾圓

以下の罰金に處す

第四十三條 煙草自用者として未製造の煙草又無印紙の刻煙草を買受けたるもの壹圓以上壹圓九拾五錢以下の料料に處す

第四十四條 第八條第九條第二十七條第二十八條の届出を怠りたるもの及第二十九條に違犯したるもの壹圓以上壹圓九拾五錢以下の料料に處す

第四十五條 第二十條第二十三條第二十九條に依り定めたる布達を違犯したるもの壹圓以上壹圓九十五錢以下の料料に處す

○煙草稅則

○煙草稅則

百十八

第四十六條 此規則を犯したる者に刑法の不論罪及減輕再犯加重數罪併發の例を用ひず

第四十七條 煙艸營業者の家族雇人にして其營業に係り此規則を犯したるときは其營業者を處罰す

○第十八號

明治十五年十二月第六十三號布告煙艸稅則本年七月一日より施行候に付左の通り心得べし

煙艸仲買人小賣人として稅則施行前より製造煙艸を所持する者は本年限り其所持人として稅則第十三條に據り印紙を貼用するを得但し此場合於ては所持人の稅則第二

十一條の製造人に準じ自己の氏名住所を附記すべし

稅則施行前既に裝置せる製造煙草は本年限り其裝置の儘賣捌くことを得尤も稅則第十三條に照し不足に係る印紙

の増加貼用すべし

印紙の舊長印紙及び拾錢印紙を除くの外當分新舊取交せ

使用すべし

舊長印紙及拾錢印紙の印紙賣捌所は就て引換を乞ふべし

右布達候事

明治十六年六月四日

太政大臣 三條實美
大藏卿松方正義代理
參事院議長 山縣有朋

○煙草稅則

百十九

○烟草税則

○第二十號

明治十五年〔十二〕月〔十二〕第六十三號布告烟草税則中左の通り心得べし

第一項 税則第二條製造人の未製造の煙艸を耕作人又の仲買人より買入れ是を製造し仲買人又は小賣人へ賣渡すを

云ふ

第二項 税則第三十一條煙草（營業者）とあるの製造人仲買人のみを云ふ

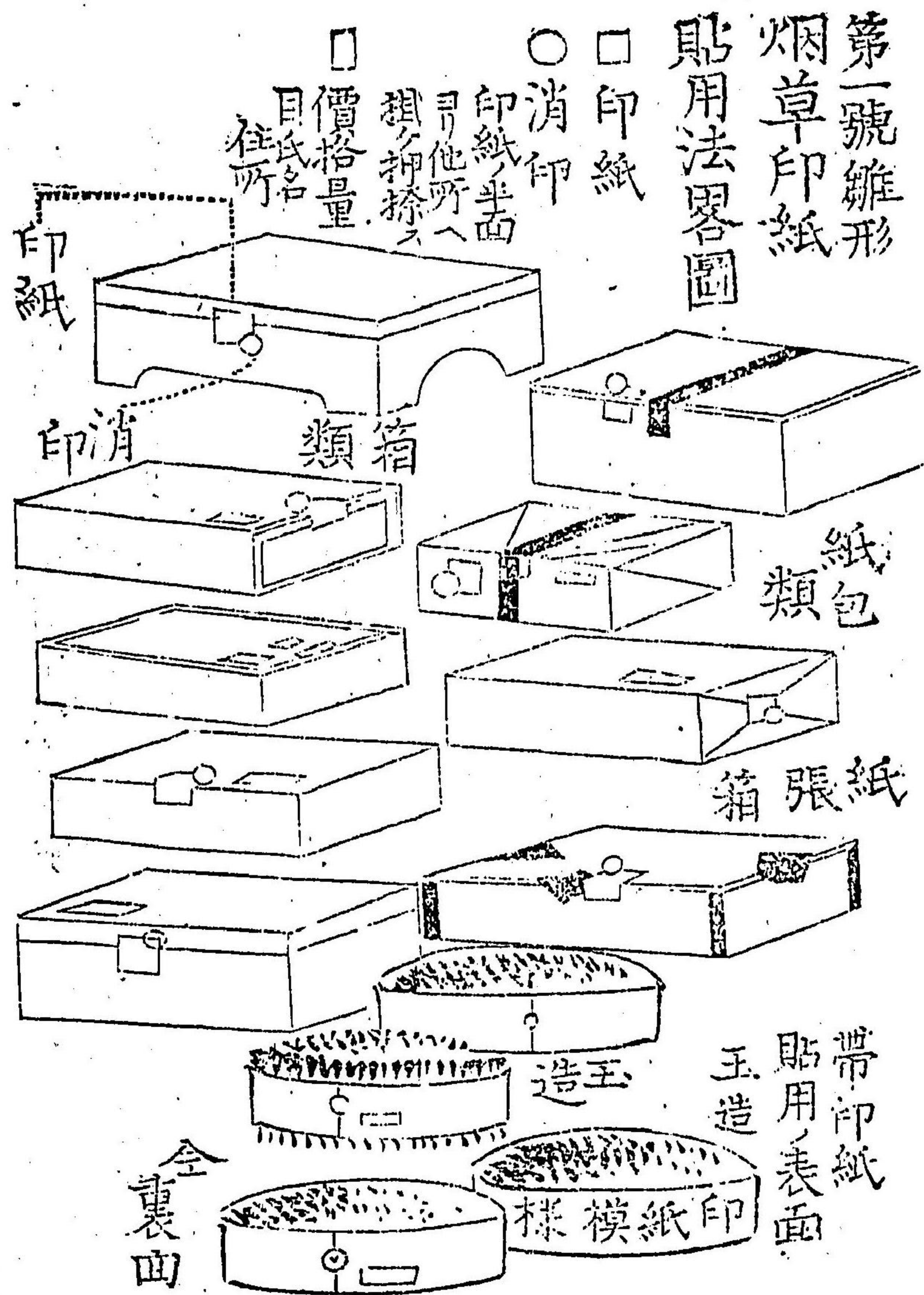
第三項 税則第二十條煙草印紙の貼用は第壹號雛形の通り是を貼用し其價格及量目を附記すべし帶印紙の結束の上

兩端に餘紙あるも之を裁斷すべからず

第一號 雛形

○烟草税則

○煙草稅則



第四項 稅則第二十一條製造人の氏名住所の箱詰紙包の其見易き箇所帶印紙の其印紙彩紋の側面へ記載すべし

第五項 稅則第十四條煙草印紙の消印は七分以上的のものを
用ひ墨肉を以て押捺すべし

第六項 稅則第十七條に據り輸出煙艸の戻稅を請ふもの
第十三條の印紙區別より裝置種類を分ち個數量目及び
印紙稅金額を仕譯けたる書面を以て其輸出港の稅關へ出
願し檢査を受くべし

第七項 稅則第二十三條の帳簿には左の件々を記載すべし
製造人

○煙艸稅則

○烟草稅則

百二十四

烟草製造帳

年月日種類及び未製造烟草何程を何某より買入れ何程に製造し其裝置種類定價區別量目個數代價及賣渡の數等を記すべし

仲買人なかいんにん

烟草買入帳

年月日種類價格量目及び賣主の氏名住所を記すべし但し未製造烟草と製造烟草との帳簿若くは記入口譯を異にすべし以下の準ず

同

烟草賣渡帳

年月日種類價格量目及び買主の氏名住所を記すべし但書前と同じ

小賣人こうりにん

烟草買入帳

未製造品買入のことを除くの外総て仲買人の帳簿と同じ

第八項 稅則第二十七條第二十八條の届出とぎひいでを爲すとさし第

二號ひながた雛形なら及びこれ之を調製てうせいすべし

明治何年何月より何年何月まで一ヶ年分 及印紙出入高計算帳

全	未製造の烟草越高
全	買入高
全	賣捌高
差	引 殘 高
製	造 烟 草 越 高
全	買 入 高

○烟草稅則

百二十五

○煙草稅額

全賣捌高	差引殘高	煙艸印紙高	全買入高	全賣捌高	差引殘高
------	------	-------	------	------	------

右之通相違無之候也

年月日
(製造)
(仲買)人住所姓名
(小賣)
 府知事宛
 縣令宛

第九項 稅則第二十九條營業人の標札は第三號雜形^{ひながた}に倣^{なら}ひ各自之^{おのづか}を調製^{てうせい}すべし

鑑札番號	煙艸 <small>(製造)</small> 營業 <small>(仲買)</small> 營業人住所姓名 <small>(小賣)</small>
木札	寸法巾八寸 豎二尺九寸

第十項 煙艸製造人は其製造所及び器械の員數増減共其時々管轄廳へ届出べし但賃切りに附するものハ其賃切人の氏名住所並に使用する器械の員數及び増減とも其時々管轄廳へ届出べし

○煙艸稅則

○代人規則

百二十八

第十一項 仲買人小賣人として装置烟艸を五匁以下崩賣^{くどしうり}し
爲すときは税則第十五條に據り結束すべし但此場合^{このよあひ}は於
ての仲買人小賣人は第四項第五項に依り自己の氏名住所
を附記すべし

○第二百十五號

(明治六年六月十八日)

人民一般商業及ひ其他の事に因り代人を以て契約取引等致
し候規則別紙の通被定候事

代人規則

第一條 凡そ何人は限らず己れの名義を以て他人をして其
事を代理せしむるの權あるべし

但し本人幼年等^{ほんにんようねん}よて其事理を辨し難き時^{ごうけん}は其後見人及
ひ親族の者協議の上^{うへ}に代人を任するを得へし

第二條 凡そ他人の委任を受け其事件を取扱ふ者は代人に
して其事件を委任する者は本人なり故に代人委任上の所
行の本人の關係たる可し

第三條 凡そ代人は心術正實にして二十一歳以上の者を撰
むべし

第四條 代人は總理代人部理代人の別あり總理代人は其本
人身上諸般の事務を代理する者として部理代人は特に其
委任する部内の事務を代理するを得る者とする

○代人規則

百二十九

○代人規則

第五條 凡そ本人より代人を任じ他人と契約取引等を爲さんと欲する時は必ず實印を押したる委任状を與ふ可し

但し其家業取扱ふ場所に於て通常の事務を取扱はしむるの類の別段委任状を與ふる及はす

第六條 委任状の總理代人又の部理代人たる事及び其委任したる限權を明白に記載す可し

第七條 委任状書式左の通

(拙者拙者共)儀某の事件に付き何誰を以て(總理代人部理代人)と定め拙者の名義にて左の權限を代理爲致候事

一 何々の事

但權限の次第を分條記載す可し

右代理の委任状仍而如件

年號何年何月何日

住所身分

姓 名印

後見人等の住所身分何誰後見人何誰と記す可し

第八條 代人を任ずるの期限の豫め規定し難死ものと雖も其本人幼弱疾病事故等にて長く委任せんとする時は其地方に新聞紙あらば之を記入せしめ世上に公布す可し

○代人規則

○區町村會法

百三十三

太政官布告第十四號

明治十七年五月七日

明治十三年(四月)第拾八號布告區町村會法左の通改正す

區町村會法

第一條 區町村會の區町村費を以て支辨すへき事件及其經費の支出徵收方法を議定す

第二條 區町村會の會期、議員の員數、任期、改選及其他の規則の府知事縣令之を定む

第三條 區會は區長之を招集し其議案を發す町村會の區長之を招集し其議案を發す

第四條 區會の評決は區長之を施行し町村會の評決は區長

之を施行す若し其評決を不適當なりとするときは其施行を止め府知事縣令に具狀して指揮を請ふへし

第五條 區長及於て區會、郡區長戶長に於て町村會の議事若し法に背き又は治安を害するときは其會議を中止し府知事縣令に具狀して指揮を請ふへし

第六條 府知事縣令に於て區町村會の議事若し法に背き又は治安を害することありと認むるときは何時たりとも區町村會を停止し又之を解散して改選せしむることを得

第七條 前條の場合に於て停止又は解散を命したるときは更に開會を命し又改選する迄の間區長戶長は經費の支

○區町村會法

百三十三

○區町村會法

百三十四

出徵收方法を定め府知事縣令の認可を得て施行することを得

第八條 區町村に於て議員を選舉せず又は議員招集に應せずして會議を開くを得ず及議定すへき議案を議定せず又の會期内に於て議案を評決し終らざるときは前書の例に依る

第九條 議員を選舉するを得へき者は滿二十歲以上の男子にして其區町村に住居し其區町村内に於て地租を納むる者に限る但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款に觸る、者及陸海軍々人現役の者は選舉人たることを得す

第十條 議員たることを得へき者は滿二十五歲以上の男子にして其區町村に住居し其區町村内に於て地租を納むる者に限る但府縣會規則第十三條第一款第二款第三款第四款に觸る、者の議員たることを得す

第十一條 區會の議長は區長町村會の議長は戸長を以て之に充つ區長戸長若し事故あるときは區長戸長に於て議員中より議長を指定することを得

第十二條 府知事縣令其管轄内に於て町村會を開設し得へからざる狀況あるを認むるときは内務卿に具狀して指揮を請ふへし

○區町村會法

百三十五

○區町村會法

第十三條 府知事縣令の數區町村に關涉する事件あるとき

其の區域を定めて聯合區町村會を開設することを得

第十四條 府知事縣令の水利土功に關する事項にして區町村會若くは聯合區町村會に於て評決するを得ざるものあり

るとき特其區域を定めて水利土功會を開設することを

得

第十五條 聯合區町村會及水利土功會の總て本法に準據す

其區域區長戸長數人の所轄に渉るものは府知事縣令便宜

郡區長をして之を管理せしむ但戸長をして其評決を施行

せしむることあるへし

右奉 勅旨布告候事

太政官布告第十三號

十七年五月七日

明治十三年(四月)第十六號布告地方稅規則第三條第十五項

左の通改正し十七年度より施行す

一戸長以下給料旅費

右奉 勅旨布告候事

明治十三年第十六號布告第三條第十五項

一戸長以下給料及戸長職務取扱諸費

内務省達乙第廿四號

十七年五月七日

本年第十三號布告を以地方稅規則第三條第十五項改正相成

○地方稅規則

○地方税規則

百三十八

候に付てハ戸長役場諸費は総て區町村費を以て支辨すべし
此旨相達候事

内務省達乙第貳十七號 十七年五月廿六日

本年第十三號布告を以て地方税規則第三條第十五項改正相
成候處戸長以下に屬する諸給與の渾て地方税より支辨すへ
と儼と心得へし此旨相達候事

第廿一號

明治十四年(七月)第三十八號布告第八條とあるを第十四條
及第十五條改正區町村會法と改正す

右奉 勅旨布告候事

明治十七年六月十三日

第貳十三號

區町村會よ於て評決したる區町村費に關し不服ありて出訴
せんとするものは都て明治十五年(五月)第貳拾貳號布告よ
依るへし

右奉 勅旨布告候事

明治十七年七月四日

第拾五號

明治十七年五月七日

區町村會に於て評決したる區町村費及び水利土功會よ於て
評決したる土木費の怠納者は総て明治十年(十一月)第七十

○區町村會

百三十九

○墓地埋葬規則

百四十

九號布告に據り處分す可し若し財産公賣の際買受人なきと
どきの官没の手續を爲さす郡區長又は戸長に於て之を管掌
し會議の評決を取り府知事縣令の認可を得て處分す可し

但明治十四年四月第貳拾四號布告の廢止す

○墓地及ひ埋葬取締規則

布達第貳拾五號

墓地及埋葬取締規則左の通り相定む

墓地及埋葬取締規則

第一條 墓地及火葬場は管轄廳より許可したる區域に限
るものとす

第二條 墓地及火葬場は總て所轄警察署の取締を受くべし

ものとす

第三條 死體の死後二十四時間を經過するに非ざれば埋葬

又の火葬をなすことを得ず

但別段の規則あるもの此限にあらざ

第四條 區長若くの戸長の認許證を得るゝ非ざれば埋葬又

の火葬をなすことを得ず

但改葬をなさんとする者の所轄警察署の許可を受くべ

し

第五條 墓地及火葬場の管理者は區長若くの戸長の認許證

○墓地埋葬規則

百四十一

○墓地埋葬規則

百四十二

を得たる者に非ざれば埋葬又は火葬をなさしむべからず
又た警察署の許可證を得たる者よあらざれば改葬をなさ
しむべからず

第六條 葬儀の寺堂若くは家屋構内又は墓地若くは火葬場
に於て行ふべし

第七條 凡そ碑表を建設せんと欲する者は所轄警察署の許
可を受くべし其許可を得ずして建設したるもの之を取
除けしむべし

但墓地外に建設するもの亦之に準ず
第八條 此規則を施行する方法細則の警視總監府知事縣令

○爲替手形約束手形條例

に於て便宜取設け内務卿に届出べし
右布達候事

○達第八拾貳號

今般第貳拾五號を以て墓地及埋葬取締規則布達候し付此規
則に違背するもの違背罪の刑を以て處分すべし此旨相違
候事

第五十七號

爲替手形約束手形條例

第一章 爲替手形

第一節 爲替手形の性質及法式 百四十三

○爲替手形約束手形條例

百四十四

第一條

爲替手形かはせての振出人おりのだしんより支拂人しはらいじんに當て記載の金額きんがくを

受取人うけとり又は其所有權しよゆうけんを受けたる人に拂渡はらひわたさしむる証券を

謂ふ

第二條

爲替手形に左の件々けんけんを記載し振出人記名調印てういんす

可し

一 金額

二 振出の年月日及び場所

三 支拂の期限及び場所

四 支拂人の氏名

五 受取人の氏名

六 受取人又は其所有權を受けたる人又は支拂ふ可き旨

第三條

爲替手形かはせは一の爲替かへし付き同文どうぶんの手形二通つう又は三

通を振出すおりのだことを得此場合このばあひに於ては各通に番號を附し内一

通たいに對し支拂を爲したる時は他の各通むかうは無効たる可きと

を記載きざいす可し

第四條

爲替手形かはせの金額きんがくは五圓以上ごえんに限りかぎる者とす

第貳節 支拂期限

第五條

爲替手形かはせの支拂期限しはらいきげんは左の如く區別くべつす

一 一覽拂

二 定期拂

○爲替手形約束手形條例

百四十五

○爲替手形約束手形條例

百四十六

三 一覽後定期拂

第六條 一覽拂の手形ハ其呈示を受けたる時直ニ仕拂ふ可

キ者トス

第七條 定期拂ていきはらひの手形ハ手形ニ定めたる期日ニ支拂しはらふ可キ

者トス

第八條 一覽後定期拂の手形ハ一覽濟の日より其日數を起

算し手形ニ定めたる期日ニ支拂ふ可キ者トス

第九條 一覽拂の手形及をよひ一覽後定期拂の手形ハ振出の日

附より三ヶ月以内ニ之を呈示す可シ

第十條 定期拂の期限ハ振出の日附より一覽後定期拂の期

限ハ一覽濟の日より六ヶ月以内ト爲ス

第三節 爲替資金

第十一條 振出おきな人は支拂人たいニ對し爲替資金かはせーせんを交付するの義

務ある者トス

第十二條 振出人おきなより支拂人しはらひニ對し貸方計算かしたけいさんある時ハ之を

以て爲替かはせトス資金しきんに供用きようようするを得

第四節 裏書

第十三條 爲替手形うらがきの裏書を以て其所有權しよいうけんを移轉うつてんするを得

得

第十四條 裏書うらがきの買受人かひうけにん又は讓受人ゆづりうけにんの氏名及ひ年月日ねんげつにちを

○爲替手形約束手形條例

百四十七

○爲替手形約束手形條例

百四十八

記載し賣渡人又の讓渡人氏名住所を記し調印す可し

第十五條 裏書人の振出人及び自己以前の裏書人と共み自己以後の裏書人及び手形所持人に對し相連帶して償還の責任を負ふ者とす

第十六條 手形の裏面は餘白なき時の補箋をなし裏書を爲すを得

第五節 保証

第十七條 振出人裏書人及び支拂人の他人をして手形の支拂を保証せしむるを得

保証人の其保証の旨を手形又の別紙に記載すへし

第十八條 振出人裏書人の保証人の本人義務を欠たる場合及び於て本人に代り他の義務者と相連帶して償還の責任を負ふ者とす

第十九條 保証人支拂を爲したる時の本人に代り其權利を有する者とす

第六節 引受

第二十條 定期拂手形及び一覽後定期拂手形の所持人の支拂人其引受を求むるを得

第二十一條 支拂人手形の支拂を引受けたる時は其旨及び年月日を手形に記載し記名調印すへし

○爲替手形約束手形條例

百四十九

○爲替手形約束手形條例

百五十

第二十二條 支拂人支拂手形の引受けたる時の振出人身代限の處分を受けたる場合と雖も其取消を爲すを得ず

第二十三條 支拂人手形の支拂を引受けざる時は所持人は引受の拒み証書を受く可し

第二十四條 所持人拒み証書を受けたる時は其旨を電信書留郵便其他証據となる可き手續を以て振出人又は裏書人は通知して爲替金額及び諸費用に相當する抵當又は保証人を以て保証を立てしむるを得

通知を受けたる裏書人の振出人又は自己以前の裏書人は對し所持人同一の處置を爲すを得

第二拾五條 振出人又は裏書人の内既に相當の保証を立てたる者ある時の其以後の裏書人は保証を立るの義務を負る者とす

第七節 支拂

第貳拾六條 手形は貨幣の種類を記したる時は其貨幣を以て支拂ふ可し

第二十七條 手形所持人の支拂期限に於て其支拂を請求す可し若し定式の祝日祭日或は慣習の休業日に當る時の其翌日之を請求す可し

第二十八條 手形所持人支拂金を受取る時の手形に領収の

○爲替手形約束手形條例

百五十一

○爲替手形約束手形條例

百五十二

旨を記載し記名調印して金額と引換へ支拂人^{めらふ}と交付す可
し

第二十九條 一の爲替に付き手形數通ある時の支拂人の其
引受を記載したる手形に對し支拂を爲す可し

第三十條 支拂人期限に至り手形の支拂を爲さざる時の手
形所持人は支拂の拒み証書を受く可し

第三十一條 支拂の拒み証書を受けたる者の其旨を電信書
留郵便其他証據となる可き手續を以て振出人及び各裏書
人^{ひと}に通知す可し

第八節 拒み証書

第三拾二條 支配人手形の引受又は支拂を拒む時の手形に
附箋^{ふせん}を爲し其旨及び年月日を記載し記名調印し可す之を
拒み証書と爲す

第三十三條 支拂人拒み証書を作るとを肯^{かへん}せず又は其住所
分明ならず又は不在にて代理人なき時の所持人自ら其始
末を記し記名調印して郡區役所若くは戸長役場の証印を
受け拒み証書と代用す可し

第三十四條 支拂人身代限の處分を受けたる場合に於ては
支拂期限前と雖も手 所持人の拒み証書を受くるとを得
第九節 償還の要求

○爲替手形約束手形條例

百五十三

○替爲手形約束手形條例

百五十四

第三十五條 手形所持人^{しよぢ}支拂の拒み証書を受けたる時の其日附より十五日以内は振出人裏書人の中一人若くは數人に對し爲換手形の金額期限後の利子及び拒み証書并は通知の費用の償還^{しよぢくわん}を要求するを得

第三十六條 第三十五條の要求に對し償還を爲したる裏書人の其日より十五日以内に自己以前の裏書人又ハ振出人の中一人若くは數人に對し自己の償還したる金額及び其利子を要求するを得

第三十七條 振出人ハ爲換資金を支拂人に交付したるの故を以て償還の要求を拒むを得ず

第三十八條 要求を受けたる者は拒み証書を附したる爲替手形及び証據を添^そへたる計算書と引換へに非れば償還を爲すに及ばず

第三十九條 第九條の呈示期限第二十七條の支拂請求期限及び第三十五條第三十六條の要求期限を怠^{おこた}りたる者の裏書人及び爲換資金を交付したる振出人ハ對し要求の權利^{けんり}を失ふ者とす但引受を爲し若くハ爲換資金を受けたる支拂人又ハ資金を交付せざる振出人に對し第九條第二十七條の期限に係る者は振出の日附より起算^{きざん}し第三十五條第三十六條の期限に係る者の拒み証書の日附より起算して

○爲替手形約束手形條例

百五十五

○爲替手形約束手形條例

百五十六

三ヶ年間に償還を要求するを得

第十節 紛失

第四十條 手形所持人手形を紛失したる時の直に新聞紙其他の方法を以て其手形の流通を止むる旨を廣告し又電信書留郵便其他証據となる可き手續を以て支拂人に通知し其支拂を止めしむ可し

第四十一條 手形紛失人の振出人に紛失の旨を証し代手形を請受け各裏書人をして再び之を裏書せしめ更ニ其手形を流通するを得但振出人の手形紛失人をして保証を立てしむるを得

第四十二條 手形紛失人代手形を受け得ざる時の支拂期限ニ至り支拂人に對し眞正の所持人たる旨を証明し支拂を請求するを得但支拂人の手形紛失人をして保証を立てしむるを得

第二章 約束手形

第四十三條 約束手形は振出人記載の金額を受取人又は其所有權を受けたる人に自ら支拂ふべき旨を約束したる証券を謂ふ

第四十四條 約束手形の定期拂ふして金額は貳拾五圓以上に限る者とする

○爲替手形約束手形條例

百五十七

○爲替手形約束手形條例

百五十八

第四十五條 爲替手形は付き定めたる規則は第三節第六節
其他約束手形の性質は反する條目を除くの外之を約束手
形は適用す可し

第三章 通則

第四十六條 第三十五條第三十六條の要求期限の路程は要
する日數八里毎一日の猶豫を與ふるものとす
第三十五條第三十六條の要求期限及び第九條呈示の期限
外國と關係するものは其路程は要する相當日數の猶豫を
與ふるものとす

第四十七條 第一節第四節及び第四十三條第四十四條の規

程に合せざる手形の裏書を以て所有權を移轉するとを得
す

第八號告示

明治十六年一月廿九日

明治十五年十二月第五十七號布告を以て爲替手形約束手形
條例發行相成候に付ては右手形に關する書式の總て別冊
形は準據可致此旨告示候事

爲替手形約束手形書式

第一號

爲替手形書式(條例第二條)

○印朱書

○爲替手形約束手形條例

百五十九

○爲替手形約束手形條例

○竪四寸八分

表	
金、 、 、 、 、 圓	(割印)
番號	番號
印紙	爲替手形
一金、 、 、 、 、 圓	受取人氏名
右金額	御一覽次第
御一覽後幾日目	何某殿又は同人指圖人
へ此手形引換に御仕拂可被成候也	何府何町何番地
年月日	何縣何村
	何某印
	何振出人氏名

面

何府何町何番地
何縣何村
(何某殿)
支拂人氏名

本文金額の下に西洋數字を以て更ニ其金額を複記するも妨なし尤數字は字々密接に認め改竄の弊を防ぐに注意すへし

第二號

同(條例第三條)

表	
番號	爲替手形
印紙	組之一
一金、 、 、 、 、 圓	
右金額來何月何日何某殿又は同人指圖人へ此手形	

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

引換ニ御仕拂可被成候也

但此手形御仕拂之上〔組之二一〕の無効たるへ〔組之二三〕

事

何府何町何番地
何縣何村

年月日

何 某印

何府何町何番地
何縣何村

何 某殿

此手形若し組の二なるときは但書ニ組之一二三云々と記し組の三なるときは但書ニ組之一二云々と記すへし

第三號

裏書の書式 條例第十四條

○印朱書

裏

表書之金額○買受人又ハ讓受人の氏名何某殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成候也

何府何町何番地
何縣何村

年月日

何 某印
賣渡人又ハ讓渡人氏名

而

第四號

裏書補箋の様式(條例第十六條)

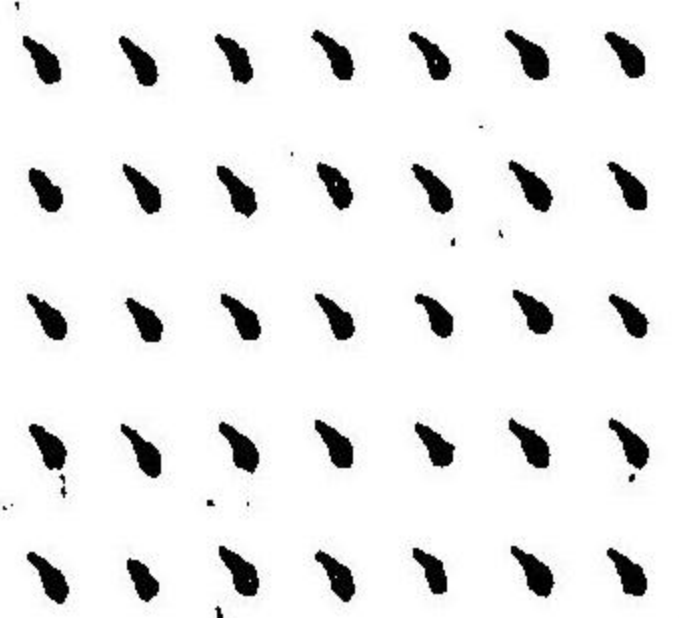
○本紙

○補箋

裏書

○裏書の書式本紙の裏書ニ同し

○補箋を付したる者の實印
(印)



○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

第五號

別紙保證の書式(條例第十七條)

番號

爲換手形

何錢
印紙

金、、圓也

右金額來何月何日何某殿又の同人指圖人へ此手形
引換に御仕拂可被成候也

何府何町何番地
何縣何村

何 某印

年月日

何府何町何番地
何縣何村

何 某殿

右に謄寫する本手形の金額(保證を受ける者の名
何某殿)於て若し仕
拂無之節の拙者於て無相違仕拂可申候也

何府何町何番地
何縣何村

何 某印
(保證人の氏名)

年月日

保證の旨を手形面に記載するときは其保證を受ける者の氏名
の次左の如く記載すへし

右何某保證人

何府何町何番地
何縣何村

何 某印

第六號

引受の書式(條例第二十一條)

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

番號

爲替手形

印紙

一金、〃、〃、圓

右金額來る何月何日何某殿又ハ同人指圖人ハ此手形引換に御支拂可被成候也

年月日

何府何町何番地
何縣何村

何某殿

○本文支拂の儀引受申候也

○年月日

何府何町何番地
何縣何村

何某印

○何某印
○支拂人氏名

第七號

金額領收の書式 條例第二十八條

裏書

〃、〃、〃、〃、〃、
〃、〃、〃、〃、〃、
〃、〃、〃、〃、〃、

○表面の金額正メ受取候也

年月日

○何某印
○手形所持人氏名

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

第八號

拒み証書の書式(條例第三十二條)

本手形の金額(此○拒却の事由を記すへし)拙者に
 於て引受の請求に應し難く候也
 年月日
 (何 某印
 ○支拂人の氏名)

第九號

條例第三十三條始末書(支拂人拒み証書を作ると
を肯せざる時の文例)

別紙爲換手形(規定の期限内於て引受期日よ至
り仕拂)を請來せしに支拂人何某に於て之れを拒
み且拒み証書を作るとを肯せざるよ付條例第三十
三條に據り此よ其始末を自記致し候也
 府町何番地
 何縣何村
 年月日
 (何 某印
 ○手形所持人氏名
 前書の趣相違無之候也
 郡區役所若くは戸長役場證印
 年月日

第十號

同(支拂人住所分明ならざる時の文例)

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

別紙爲換手形(引受仕拂)請求の爲め本手形も指示したる支拂人何某住所何(府縣)何(町村)何番地へ差越候處住所不分明に付條例第三十三條も據り此に其始末を自記致し候也

府何町何番地
縣何村

年月日

何 某印

前書の趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場證印

第十一號

同(支拂人不在なる時の文例)

別紙爲換手形(引受仕拂)請求の爲め仕拂人何某方へ差越候處同人不在にて代理人無之よ付條例第三十三條に據り此に其始末を自記致候也

府何町何番地
縣何村

年月日

何 某印

前書の趣相違無之候也

郡區役所若くは戸長役場證印

第十二號

約束手形書式(條例第四十三條)

○爲替手形約束手形條例

○爲替手形約束手形條例

百七十二

○寸方爲替手形も同じ。印朱書

金、、、、圓

(割印)

番號

印紙

約束手形

一金、、、、圓也

右金額來何月何日貴殿又ハ貴殿の指圖人へ此手形引換に無相違支拂可申候也

番號	受取人	期限	日附

何府何町何番地
何縣何村何番地

年月日

何府何町何番地
何縣何村何番地

何某殿
○受取人氏名

何某印
○振出人氏名

約束手形に關する裏書、同補箋、保證、領收、拒み證書、始末書等の書式の總て爲替手形の文例も準すへし

○郵便條例日用抄

第一章 郵便物

郵便條例

百七十三

○郵便條例

第一條 凡郵便物別て四種とす 一 書狀 二 郵便葉書

三 毎月一回以上發行する定時印刷物及其附録 四 書

籍、帳簿、各種の印刷物、寫眞、書畫、繪圖、野紙、營業品の

見本及雛形

第二條 何品を問はず此條例に抵觸せざるものの第一種郵

便物となすを得

第三條 封緘したる郵便物は第一種郵便物となすべし

第四條 第二種郵便物を他種の郵便物と合装するときは総

て第一種郵便物となすべし

第五條 第二種郵便物左に記載したる所爲あるときは第一

種郵便物となすべし 一 截斷又の破却したるもの 一 税

額印面に文字を書したるもの 一 税額印面よ郵便切手を

貼付したるもの 一 葉を折り之を全く糊着し又は數葉

を合せ之を全く糊着したるもの 一 表面よ音信文を記載

したるもの

第六條 第三種郵便物ハ其發行人より定時印刷物たるを證

して驛遞總監の認可を受け驛遞局認可の文字を印刷すへ

し但其文字、標題、番號及發行の年月日を見易あらしむべ

し

其附録ハ其本紙の標題、番號、及發行の年月日を印刷し冊

○郵便條例

○郵便條例

百七十六

子となさずして本紙に添付し且本紙の重量に超過せざるものに限るべし

第七條 第三種第四郵便物の封緘せざるものとす

第八條 第三種第四郵便物に音便文又の暗號隱語を筆書するときは第一種郵便物となす

第九條 營業品の見本及雛形は雙方又の一方營業者と往復するものに限るべし

第十條 營業者にあらざるもの、間も往復する見本及雛形は第一種郵便物となすべし

第十一條 異種の郵便物を合裝するときの総て其種類中高

税額を課すべき郵便物となすべし但第四條に記載したるもの此限をあらす

第十二條 郵便物の重量の郵便切手、封皮、帯紙の重量を合算するものとす

第十三條 第三種第四種郵便物（營業品の見本及雛形を除く）一個の重量三百目に超過すべからす

第十四條 營業品の見本及雛形一個の重量四十八匁に超過すべからす

第十五條 郵便物の大さの曲尺にて長一尺幅二寸、八寸、厚五寸に超過すべからす

○郵便條例

百七十七

○郵便條例

百七十八

第十六條 左に記載したるもの郵便物となすべからず

一 毒藥、劇藥、流動物、流動爆發燃焼腐敗し易き物、孚化すべき物、動物、植物、及鋒刃器、硝子器、陶器、等の損傷し易く又他の郵便物を損害すべき物品 一 風俗を害すべき文書、畫圖、寫眞、及物品、一金銀、寶玉、一貨幣但第十章の規則に從ふもの此限にわらず

第二章 郵便稅

第十七條 郵便稅は郵便物の種類に從ひ其額を定む 第一

種郵便物重量二匁毎(二匁未滿亦同じ) 二錢 第二種郵便物一葉一錢 第三種郵便物一號一個重量十六匁毎に

(十六匁未滿亦同じ)一錢、二號又の二個以上一束重量十六匁毎に(十六匁未滿亦同じ)二錢、第四種郵便物重量八匁毎に八匁未滿亦同じ 二錢

第二十條 郵便稅に過納あるも已に其稅額印面に消印したる後の之を還付せず

第二十一條 未納稅又は不足稅の郵便物は受取人より其額の二倍を徵収すべし 受取人其郵便物を受取りたるるとき其納稅を拒むべからず 受取人其郵便物を受取らずして差出人よ還付するときは其差出人より其額の三倍を徵収すべし

○郵便條例

百七十九

○郵便條例

百八十

第廿二條 未納稅又は不足稅の郵便物を配達し能はず差出人に還附するとき其額の二倍を徵收すべし差出前に係る未納稅又ハ不足稅の郵便物を差出人に還付するとき亦同じ

第廿三條 第十三條第十四條第十五條ニ背戾する郵便物を差出人に還付するときは未納稅又ハ不足稅の二倍を徵收すべし

第廿四條 人民より官廳ニ差出す郵便物の郵便稅完納ニ限るへし未納稅又ハ不足稅のものハ差出人に還付し其額の二倍を徵收すへし

第三章 便切手、封皮、葉書、帶紙

第廿八條 郵便封皮を用ゐるとき其郵便物の重量に因て稅額に不足を生ずるときハ郵便切手を以て之を補ふべし

第三十條 郵便帶紙ハ第三種郵便物一號一個を以て達するものに用ゑべし但重量十六匁以下のものに限るべし

第卅一條 郵便帶紙ハ第三種郵便物發行人若クハ賣捌人の請求ニ依り驛遞局にて賣下ぐべし

第卅五條 郵便封皮、葉書、帶紙の額稅印紙を切取り郵便切手ニ代用するも其効用を有せず

第卅六條 郵便切手並封皮、葉書、帶紙の汚斑毀損捺印ある

○郵便條例

百八十一

○郵便條例

百八十二

もの及税額印面不明瞭ふめいれうなるものは其効用を失ふ然れども其未だ使用せざるものに限り二人以上の証人を立て其原由を明瞭めいれうならしむるときは驛遞局えいじに於て定價十分二減かひもじして買戻すべし

第卅七條 驛遞局及一等郵便局に於て四枚以上れんぞく聯續したる郵便切手並封皮、葉書、帶紙を其所持人の請求に依り定價十分一減して買戻すべし

第四章 免稅郵便

第卅八條 郵便、郵便爲替、及、貯金の事務に關する郵便物の其税を免除めんじよす

第卅九條 免稅郵便物の驛遞局、郵便局、府縣廳、府縣所屬廳、郡區役所並以上各廳派出官吏相互の間又は之を往復するものに限るべし

第四十條 免稅郵便物は表面に郵便事務、爲替事務、貯金事務、の文字を記載すべし

第四十二條 人民より差出す免稅郵便物の宿所氏名を記載すべし

第四十三條 免稅郵便物に他の音信文或は暗號隱語を記載し又は有稅郵便物を附したるものは相當種類そうたうしゆるわの郵便税を徴収すべし

○郵便條例

百八十三

○郵便條例

百八十四

第五章 書留郵便

第四十四條 書留郵便物の郵便局の帳簿ちゆうぼうに登記していそうはいたつ遞送配達ていそうはいたつの受授を証するものとす

第四十五條 書留手数料の郵便物の何種も拘らず六錢とす

第四十六條 書留郵便物は郵便税手数料共前納ぜんなふに限るべし

第四十七條 書留手数料は郵便切手を其郵便物も貼附したるを以て之を納めたるものとす

第四十八條 書留郵便物を差出すとき其表面も書留と記載し郵便局若くは郵便受取所に於て之を主務者に交付し印刷したる式紙しきしも郵便局若くは郵便受取所の印及主務者の印を捺せる受取証書を受領すべし

第四十九條 書留郵便物の配達を受けたるもの其差出人及受取人の氏名、配達たいたいの年月日を記したる受取証書に調印すべし本人不在なるとき其代人記名調印すべし

第五十條 免税郵便物の書留手数料を納むるも及ばず

第六章 郵便物遞送配達

第五十四條 完納税郵便物宛名くわんなんがの家も於て其配達を拒むべのらず免税郵便物亦同し但市外別配達料、船船料、貨幣遞送配達ついなふに追納あるもの此限にあらす

第五十五條 未納税又は不足税の郵便物受取人に於て其税

○郵便條例

百八十五

を納めざるるときは之を受取るを得ず

第五十六條 郵便物を開封し又ハ其帶紙或ハ結束を脱し或ハ音信文を讀過するときは之を受取りたるものとすべし但第百十五條の郵便物ハ此限マアラス

第五十七條 郵便物配達を受けたる肩書の家マ於テ其受取人移轉したるときは直マ之を其配達人マ還付するハ或ハ其郵便物に加記し又ハ附箋し再び郵便マ出すべし但受取人マ達する爲メ其家に留め置クモ日數三十日マ過クベシラス

第五十八條 郵其家マ屬セざる郵便物の配達を受けたるときは其由を付箋し速ニ之を郵便に出すべし 其郵便物を誤テ開封したるときハ更マ封緘し其事由を副書し速マ之を郵便に出すべし

第五十九條 配達し能ハズ或ハ未納税又は不足税を受取人に於テ納めざる郵便物は之を其差出人マ還付すべし但二名以上ハ差出したるものは之を其内の一名マ還付すべし第六十條 第十三條、第十四條、第十五條に背戾する郵便物は之を差出人に還付すべし

第六十一條 差立前に係る郵便物の差出人の請求マ依リ之を還付すべし

第六十二條 第四種郵便物の次便を以て還送することある
へし

第六十三條 遞送及集配の途中^{とちゆう}に係る郵便物の其郵便受取
人たりとも受授^{じゆう}すべからず

第六十四條 郵便局所在地に於ては集配人^{しゅうはいにん}に郵便物の差出
方を委託^{おたく}すべからず又集配人の其委託を受くべからず

第六十五條 郵便物は差出人の爲め郵便局に於て之が秤量
をなさず

第六十六條 郵便物の損害、紛失、及其損害、紛失又は、遞送
より生じたる損失の驛遞局之を償ふの責に任せす

第六十七條 書状^{しよじやう}の郵便局を経由^{けいゆう}せざれば之を送達し又は
送達せしむべからず但左に記載したるもの此限に非ず
一 送達料を拂はず臨時^{りんじ}に親族、朋友、雇人の類を以て其發
信者より受信者^{じゆんしや}に直に達するもの 一 郵便に依^よる能^よらざる
る事故^{じこ}ありて臨時^{りんじ}に特使^{とくし}を以て其發信者より受信者に直
に達^{たつ}するもの 一 貨物^{くわぶつ}と共に發する無封^{むふう}の添狀^{そへじやう}、送狀^{そうじやう}、

第七章 別配達郵便

第七十四條 別配達郵便物の書留郵便^{しよりゆう}に限るものとして通
常配達の例^{れい}に拘^かはらず別^{べつ}に急速^{きふそく}の配達をなすものとす

第七十六條 市内別配達料の東京、京都、及大坂の十錢、其

○郵便條例

百九十

他の市内の六錢とす

第七十七條 市外別配達料の配達の郵便局より受取人の住所に至る路程に應じ十八町毎に六錢とす十八町未滿亦同

第七十八條 別配達の郵便税並別配達料共前納に限るべし

第七十九條 別配達料は郵便切手を其郵便物に貼付したるを以て之を納めたるものとす

第八十條 市外別配達は配達地より到着の路程の差違に因て其料に不足を生ずるも其料六錢以上納済のものに仍は別配達として取扱ひ受取人より其不足額を徴収すべし

第八十一條 市外別配達不足額を徴収するときは郵便局に於て郵便切手を郵便物に貼付し其切手は不足の印を捺し其証となすべし

第八十二條 船舶に達する別配達の船舶の碇泊所に從ひ別配達料の外相當の舢船料を受取人より徴収すべし

第八十三條 市外別配達料不足額又の舢船料を受取人に於て納めざるべき其郵便物を受取るを得す ○其郵便物の差出人に還付し其額を徴収すべし

第八十四條 別配達郵便物を受取りたるもの市外別配達料不足額又の舢船料の納付を拒むべからず

○郵便條例

百九十一